

第十九回国会 農林委員会 議録 第四十九号

昭和二十九年五月二十二日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事小枝 一雄君 理事佐藤洋之助君

理事綱島 正興君 理事福田 喜東君

理事金子與重郎君 理事芳賀 貢君

秋山 利恭君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 佐藤善一郎君

高橋 等君 寺島隆太郎君

松岡 俊三君 松山 義雄君

吉川 久衛君 楠美 省吾君

中曾根康弘君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 井手 以誠君

伊瀬幸太郎君 小平 忠君

中村 時雄君 日野 吉夫君

安藤 覺君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官(農 小倉 武一君

林経済局長)

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月二十二日

委員福田喜東君、楠美省吾君、古屋

貞雄君、川俣清音君及び中村時雄君

辞任につき、その補欠として高橋等

君、中曾根康弘君、井谷正吉君、小

平忠君及び伊瀬幸太郎君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員高橋等君、中曾根康弘君及び伊

瀬幸太郎君辞任につき、その補欠と

して福田喜東君、楠美省吾君及び中

村時雄君が議長の指名で委員に選任

された。

本日の会議に付した事件

農業委員会法の一部を改正する法律

案(小枝一雄君外十六名提出、衆法

第二十九号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(金子與重郎君外十六名提出、

衆法第三〇号)

○井出委員長 これより会議を開きま

す。

まず農業協同組合法の一部を改正す

る法律案を議題といたし審査を進めま

す。

本案につきましては昨日質疑を終局

いたしておりますが、先ほど農業協同

組合法の一部を改正する法律案に対し

まして、佐藤洋之助君よりの自由党、

改進黨、日本自由党の協同にかかる修

正案が、また足鹿君より日本社会党

の修正案がそれぞれ提出されました。

その内容はたゞ各位のお手元にお

配りいたしました通りであります。こ

れより各修正案の趣旨について提出者

君の趣旨の説明を求めます。佐藤洋之助

君。

農業協同組合法の一部を改正す

る法律案に対する修正案

農業協同組合法の一部を改正する

法律案の一部を次のように修正す

る。

第十條第一項第十号の改正規定中

「向上を図り、又は農村の生活及び

文化の改善を図るための教育に關す

る施設」を「向上を図るための教育又

は農村の生活及び文化の改善に關す

る施設」に改める。

第七十三條の十二第三項中「地区

内に住所を有するもの」の下に「のう

る定款で定めるもの」を、同条第五

項中「同種の事業を行う法人」の下に

「で定款で定めるもの」を加える。

第七十三條の十四本文を次のよう

に改め、同条但書中「第七十三條の

二十二第三項」を「第七十三條の二十

三第二項」に改める。

都道府県中央会の正会員は、各々

一箇の議決権(第七十三條の二十二

第一項の規定により代議員をもつて

總會を組織する都道府県中央会の正

会員にあつては代議員の選挙権)を、

全国中央会の正会員は、代議員の選

挙権を有する。

第七十三條の十七第一項第八号中

「代議員の定数」を「第七十三條の二

十二第一項の規定により代議員をも

つて總會を組織する都道府県中央会

及び全国中央会にあつては代議員の

定数」に改める。

第七十三條の二十三第一項中「前

条第三項」を「第七十三條の二十二第

三項又は前条第二項」に、「同項」を

「前条第二項」に改め、同条を第七十

三條の二十四とし、以下第七十三條

の二十九まで一條ずつ繰り下げ、第

七十三條の二十二を次のように改め

る。

第七十三條の二十二 都道府県中央

会の總會は、定款の定めるところ

により、代議員をもつて組織する

ことができる。

代議員は、各々一箇の議決権を

有する。

代議員は、正会員が選挙した者

をもつて充てる。

代議員は、正会員たる組合の理

事でなければならぬ。

代議員の定数は、正会員の總数

のおおむね十分の一を下らないよ

うに定款で定めなければならない。

代議員の任期は、三年以内にお

いて定款で定める。

代議員の選挙については、第三

十條第四項乃至第八項の規定を準

用する。

第七十三條の二十三 全国中央会の

總會は、代議員をもつて組織す

る。

代議員は、左に掲げる者をもつ

て充てる。

一 都道府県の区域ごとに、その

区域の全部又は一部を地区とす

る組合(その区域をこえる区域

を地区とする農業協同組合でそ

の区域内に住所を有するものを

含む)であつて第七十三條の十

四の規定により選挙権を有する

正会員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会長

三 正会員たる農業協同組合連合

会で都道府県の区域をこえる区

域を地区とするものごとに、全

国中央会の定款で定める理事一

人

前項第一号の規定により正会員

が選挙する代議員の定数は、都道

府県の区域ごとに、その区域につ

き選挙権を有する正会員の数にお

おむね比例するように、定款で定

める。

代議員については、前条第二

項、第四項、第六項及び第七項の

規定を準用する。この場合におい

て、前条第四項、第六項及び第七

項中「代議員」とあるのは、「第二

項第一号の規定により正会員が選

挙する代議員」と読み替へるもの

とする。

新第七十三條の二十五第二項中

「代議員」を「都道府県中央会にあ

つては正会員(第七十三條の二十

二第一項の規定により代議員をも

つて總會を組織する都道府県中央

会にあつては代議員)、全国中央

会にあつては代議員」に、同条第

三項中「農業協同組合法第七十三

條の二十四」を「農業協同組合法第

七十三條の二十五」に改める。

新第七十三條の三十第三項中

「農業協同組合法第七十三條の二

十九」を「農業協同組合法第七十三

條の三十」に改める。

第八十九條の改正規定中「第七十

三条の二十九」を「第七十三條の三十」に改める。

第九十五條の二の改正規定の次に次のように加える。

第九十五條の二の次に次の一条を加える。

第九十五條の三 行政庁は、第九十五條第三項の規定による処分を

し、又は前條の規定による命令をしようとするときは、当該組合に對し、あらかじめ、処分又は命令をしようとする理由を通知し、且つ、弁明する機会を与えなければならぬ。

行政庁は、組合に對し、前項に

いう処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合にあつては都道府県中央会、都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては全国中央会の意見を聞かなければならぬ。

第一百一條第十三号から第十七号まで中「第七十三條の二十九」を「第七十三條の三十」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ六の次に次の一号を加える。

五ノ七 農業協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五條第六号中「若ハ貯金通帳」を「貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

附則第九項中第八十一條の改正規定中「第八十一條」を「第七十二條の

五」に、第一百一條の七の改正規定中「第一百一條の七中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号」を「第七十三條の七中第十一号」に、「八」を「十二」に改める。

○佐藤（洋）委員 私は自由党、改進黨

及び日本自由党を代表いたしまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提出いたします。修正案はお手元に配付いたしましたものによりまして御承知を願います。が、修正案の修正の箇所と修正の理由の概要を御説明申し上げます。

第一点は第七十三條の第十二第三項及び第五項の中央会の准会員に関する規定の修正であります。改正案によりますと、都道府県中央会にあつては、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で地区内に住所を有するもの、全国中央会にあつては、組合の行う事業と同種の事業を行う法人とありますが、このよう規定によりますと准会員たる資格を有する者の範囲がきつて、中央会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒むこと等ができないこととなつてゐるので、准会員とはいへ中央会の構成が不適当になるおそれもありますので、中央会の定款でその範囲につき適切な措置がとり得るよう修正いたすこととしたのであります。

第二点は、第七十三條の二十二の修正であります。都道府県中央会の總會に對しては代議員制のみでなく、會員の組織する總會によることのできることにいたしましたのであります。改正案

によりますと、中央会は全國の場合も都道府県の場合も、その總會は代議員をもつて組織するものとしておりますが、都道府県におきましては、會員の數におきましても全國中央会の場合と異なりますと、會員の組織する總會の開催は全國中央会の場合ほど困難ではなく、また會員の總會でその議を尽すことがその運営上より適切であると考へられますので、原則として會員の組織する總會によることとし、都道府県の事情によりましては代議員制もとり得ることとしたのであります。

第三点は、第九十五條の三を加えたこととあります。改正案によりますと、行政庁は特定の組合においては組合に對して其の事業の承認を取消すことができ、また組合の解散を命ずることができるようになつております。かようにこの改正案によりますと、現行法に比して行政庁の監督権が強化されるのであります。これは組合の現状から見ますとやむを得ない措置と考へられますが、この点についてはその運営が適切でなければならぬと考へるのであります。そのためにはこのような処分または命令をしようとするときは、当該組合に弁明の機会を与えるとともに、中央会の意見を聞くことが適当と考へられますので、そのように修正をいたしましたのであります。

第四点は、附則第六項の修正であります。中央会の公共的性格にかんがみまして中央会の発する証書、帳簿には印紙税を課さないこととし、これを追加いたしましたのであります。

第五点は、第十條第一項第十号の点であります。同号は、組合の行う事業として「組合員の農業に関する技術及

び経営の向上を図り、又は農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設」をうたつておるのでありますが、同号の後段における「農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設」とは、いささか一般教育行政との紛淆を来すような表現でありますので、その点は是正を行う修正を施したのであります。

その他若干の点で、条文の整理のために必要な修正を行いました。以上が修正案の内容でございます。何とぞ御賛成賜わらんことをお願い申し上げます。

○井出委員長 次に足鹿寛君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に對する修正案

農業協同組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八條の改正規定中「第一項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条」を削る。

第七十三條の五及び第七十三條の六の規定中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、これらをそれぞれ第七十三條の四及び第七十三條の五とする。

第七十三條の七第一項中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の六とする。

第七十三條の八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の七とする。

第七十三條の九第一項各号を除く部分及び第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同条第一項第六号中「中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

「第三章 農業協同組合中央会」を「第三章 都道府県農業協同組合地方会及び全国農業協同組合中央会」に改める。

第七十三條の二を次のように改める。

第七十三條の二 都道府県農業協同組合地方会（以下地方会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三條の三を削る。

第七十三條の四を次のように改める。

第七十三條の三 地方会又は中央会でない者は、都道府県農業協同組合地方会又は全国農業協同組合中央会という名称若しくはこれらと紛らわしい名称を用いてはならぬ。

第七十三條の五及び第七十三條の六の規定中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、これらをそれぞれ第七十三條の四及び第七十三條の五とする。

第七十三條の七第一項中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の六とする。

第七十三條の八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の七とする。

第七十三條の九第一項各号を除く部分及び第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同条第一項第六号中「中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第七十三條の九第一項各号を除く部分及び第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同条第一項第六号中「中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

改め、同条を第七十三条の八とする。

第七十三条の十第一項中「全国中央会」を「中央会」に、「都道府県中央会」を「地方会」に、同条第二項中「全国中央会」を「中央会」に、「都道府県中央会」を「地方会」に、「都道府県中央会」を「正会員たる地方会」に改め、同条を第七十三条の九とする。

第七十三条の十一第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、同条第三項中「住所を有するもの」を「住所を有するもののうち定款で定めるもの」に、同条第五項中「同種の事業を行う法人」を「同種の事業を行う法人で定款で定めるもの」に改め、同条を第七十三条の十とする。

第七十三条の十二中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、同条第三項中「住所を有するもの」を「住所を有するもののうち定款で定めるもの」に、同条第五項中「同種の事業を行う法人」を「同種の事業を行う法人で定款で定めるもの」に改め、同条を第七十三条の十一とする。

第七十三条の十三を次のように改める。

第七十三条の十二 地方会及び中央会の会員の加入及び脱退については、第二十条乃至第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四を次のように改める。

第七十三条の十三 地方会の正会員は、各々一箇の議決権を、中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、中央会の代議員の選挙については、地方会及び第七十三条の二十一第三項第三号に規定

する農業協同組合連合会は、この限りでない。

第七十三条の十五第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に、同条第三項中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三条の十四とする。

第七十三条の十六中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三条の十五とする。

第七十三条の十七第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同項第八号中「代議員の定数」を「中央会にあつては、代議員の定数」に改め、同条を第七十三条の十六とする。

第七十三条の十八第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「全国中央会」を「中央会」に改め、同条を第七十三条の十七とする。

第七十三条の十九中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三条の十八とする。

第七十三条の二十及び第七十三条の二十一中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、これらをそれぞれ第七十三条の十九及び第七十三条の二十とする。

第七十三条の二十二第一項中「総会」を「中央会の総会」に改め、同条第三項中「都道府県中央会にあつては正会員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては」を削り、同項第一号中第七十三条の十四を「第七十三条の十三」に、同項第二号中「都道府県中央会」を「正会員たる地方会」に、同項第三号中「全国中央会」を「中央会」に改め、同条第七項

中「全国中央会」を削り、同条第六項を削り、同条を第七十三条の二十一とする。

第七十三条の二十三第一項中「都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては」を削り、同条第二項中「全国中央会にあつては」を削り、同条を第七十三条の二十二とする。

第七十三条の二十四第二項中「代議員」を「地方会にあつては正会員、中央会にあつては代議員」に、同条第三項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「第七十三条の二十四」を「第七十三条の二十三」に改め、同条を第七十三条の二十三とする。

第七十三条の二十五中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、同条第四項中「役員及び」を「及び役員の選任並びに中央会にあつては」に改め、同条を第七十三条の二十四とする。

第七十三条の二十六第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三条の二十五とする。

第七十三条の二十七を第七十三条の二十六とする。

第七十三条の二十八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三条の二十七とする。

第七十三条の二十九中「中央会」を「地方会及び中央会」に、同条第三項中「第七十三条の二十九」を「第七十三条の二十八」に改め、同条を第七十三条の二十八とする。

第七十四条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に、「中央会」を「地方会及び中央会」に改める。

第七十五条第一項の改正規定、第七十六条第一項の改正規定、第七十八条及び第八十一条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第八十二条第一項の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に、同条第二項の改正規定中「及び農業協同組合中央会登記簿」を「都道府県農業協同組合地方会登記簿及び全国農業協同組合中央会登記簿」に改める。

第八十三条第一項の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第八十四条の改正規定中「中央会」を「地方会及び中央会」に改める。

第八十五条第一項の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に、「(中央会)」を「(地方会及び中央会)」に改める。

第八十六条第一項の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第八十八条第一項の改正規定中「中央会」を「地方会及び中央会」に改める。

第八十九条第一項の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に、「(第七十三条の二十九)」を「第七十三条の二十八」に改める。

第九十二条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第九十三条の改正規定中「若しくは中央会」を「地方会若しくは中央会」に、「(中央会)」を「(地方会及び中央会)」に改める。

第九十四条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第九十四条の第二項中「中央会の事業」を「地方会及び中央会の事業」に、「当該中央会」を「当該地方会又は中央会」に改める。

第九十五条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第九十五条の二の改正規定の次に次のように加える。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

第九十五条の三 行政庁は、第九十五条第三項の規定による命令をし、又は前条の規定による命令をし、又は前条の規定による命令を対し、あらかじめ、処分又は命令をしようとする理由を通知し、且つ、弁明する機会を与えなければならぬ。

行政庁は、組合に対し、前項にいう処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合にあつては地方会の、都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては中央会の意見を聞かなければならぬ。

第九十八条第一項の改正規定中「第七十三条の九」を「第七十三条の八」に、「中央会」を「地方会、中央会」に改める。

第一百零二条の改正規定中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に改める。

第一百零一条中「又は中央会」を「地方会又は中央会」に、同条第四号中「又は第七十三条の十三第一項(同条

附則第九項中第二十五條の改正規定中「農業協同組合中央会、」を「都道府県農業協同組合地方会、全国農

点につきましては、元来中央会は全国に一つ置き、都道府県は支会とし、郡段階を部会といたしまして、これを系

当然の帰結といたしまして、正会員たる都道府県地方会のみに対して事業計画の設定もしくは変更、業務または会

段階に対する加入も自由に基いて行われておるのが現在までの経過であります。従いまして、これは農業協同組合

当に指示権が発動される、あるいはその運営がゆがめられるというような危機が将来あつた場合に、いわゆる都道

府県の中央会には加入脱退の自由の原則に基いて、その反省を促し、あるいはその行き過ぎや欠陥を是正して行くという最後のきめ手を残しておくことが、真に組合の民主的運営の基本にならざるものである、私はかように信じて疑わないのであります。そういう点からこの四点を私どもとしては特に重視して、ここに修正案を掲げておるような次第であります。

第五点といしましては、都道府県地方会の総会には会員総会を原則とし、定款で定められた場合には総会を代議員をもつて組織することができるとするといましておるのであります。私どもの理想から申しますならば、代議員制は絶対に置くべきではない、総会一本やりでおくべきであるとは考えておりますが、現状あるいは地方の実情において、総会において定款が定められた場合には、代議員をもつて総会にかえるといふこともやむを得ない場合もあるかと考えまして、あくまでも会員総会を原則といたし、その他のやむを得ざる場合に、代議員制をも認めるという、農協運営の実情に即応した弾力性のある修正案を提出したのであります。その加入する団体の代表者をもつて、年一回の総会が開かれなければならないというのではないのであります。その総会を通じて、組合の現状を正しく把握せしめ、あるいは末端の意向を執行部によく反映せしめて行くことこそ、ややもすれば官僚的に流れんとする今回の中央会機構に対し、一抹の涼風を送り、何とも言えないすがすがしい農民の意向が、あるいは末端単協の意向が、これに通ずると私は考えるのであります。年一回の総会を代議員にかえるこ

とは無意味である、むしろそういう総会を充実し、その機会をとらえて真に役員を教育し、宣伝し、啓蒙し、そして農業協同組合運動の指導理念の徹底普及に活用することこそ好ましいのではないかと。そういう点において、あくまでも私どもはこの総会を原則として、やむを得ざる場合は代議員をもつて組織することができるといふふうに出した次第であります。

第六点は都道府県地方会の会長は、当然に全国中央会の代議員となるとあるのを、ただいま述べました4の加入及び脱退の自由の原則に基きまして、全国中央会の正会員たる都道府県地方会の会長のみ当然に全国中央会の代議員となるものとする、というように関連事項としてここに掲げた次第でございます。

第七点は、行政庁は、組合に対し、第九十五条第三項の規定により共済事業の承認の取消の処分をし、又は第九十五条の二の規定により解散の命令をしうとするときは、あらかじめその理由を通知して組合に弁明の機会を与えるとともに都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては都道府県地方会の、都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては全国中央会の意見を聞くものとする、かように修正せんとしたのであります。すなわち原案によれば、組合にも民主的に何ら趣旨の弁明の機会も与えず、あるいは警告も十分に発せず、あるいは今度生れんとする都道府県地方会あるいは都道府県全国中央会の意見をも聴せずして、ただ監督官庁の判断に基いてかかる解散権の命令の発動と

いうがごときは、農業協同組合の本質にかんがみて当然排除しなければならぬ点であらうと思ひます。従つて組合の民主的運営並びに監督官庁の行過ぎ、あるいはあやまち、あるいは権力的な横暴というやうなものに對し、あくまでも中央会の意見を聞き、あるいは地方会の意見を聞き、あるいは解散を受けんとするその組合に弁明の機会を与える等、の措置を講じて、しかる後最後に伝家の宝刀を抜き放つて行く、こういう民主的手続をとることが最も妥当であると私どもは考えざるを得ないのであります。この点につきましては提案者においても十分お考えになつておると思ひます。今後においても十分この趣旨を盛り上げていただきたい、この機会に強く要望をいたしておきたいと思ひます。

第八点は、農業協同組合中央会及び地方会の発する証書帳簿については印紙税法を適用しないこととする。これは原案の不備な点を補足したにすぎません。

第九点は、組合の役員の選任制は現行の通り選挙制とする。すなわち原案によれば、選任制を総会の定款によつて定めた場合は選任制を採用し得る、こういうことになつておるのであります。私どもはその精神がまつたくわからぬのでございませぬ。しかしながら農協の現状を考へてみますと、農業協同組合運動の精神をはき違へ、自分の政治的あるいは名譽的な立場にこれを適用せんとする悪質の役員が相当数出する傾向もあり、従つて運営も必ずしも適正を得ない組合も相当あることは、私どものよく知つておる点でございます。

ざいします。そういう真に組合運動の精神を理解しないものに、そういう組合の指導者に選任制を中心として権力をつなぐといふことは、氣遣いに刃物を与えるやうな場合もなしといたしません。あくまでも選挙制の大原則を貫くべきである。あるいはこのわれわれの意見に對して、いろいろな反対論も過去の折衝において聞きました。現在が選挙委員になつておるから選挙といふことは形ばかりではないか、こういう有力な反論もありましたが、これを逆な立場から考へてみれば、選挙制度が成功するゆゑは、話がつかないときには、最後には選挙だ、こういうきめ手があるから、ここに役員選挙のごときで、相当妥當な方法によつて行われておるのであります。もしこの選挙制に基かない選任制の道を開くとするならば、安易な道をあえてたどらんとする農協の現状にさらに拍車を加え、その民主的な基盤はくつがえされる結果を招来すると私は断ぜざるを得ません。あくまでも選挙を建前にして、そうして妥當な単協にあつては部落の実情、あるいは農業の経営形の実情あるいは人物、上級機関等の関係等をにらんで、役員選挙で行うことは私どもは妥當であると思ひますが、それはあくまでも選挙制を基盤にしてのみ初めて妥當な選挙が行われるのである。そういう立場をこの選任制を行うことによつてくずして来る危険性を多分に内包しておるのであります。この点につきましては、提案者に私はさうに反省を要求し、同時にわれわれはここに修正意見を提出した次第でございます。

最後に私どもの立場を明らかにする

ために、今回提出をせられました農業協同組合法の一部を改正する法律案の組合の事業に関する事項中、共済に関する施設の充実のための諸規定については双手をあげて賛成するものであります。われわれが、この修正案を提出し、真摯な検討を加へることをもつて、い

わゆるあえて逆宣伝せんとするものは、日本社会党が協同組合法の改正に反対したとき宣伝をする人たちもあるやに見受けませんが、われわれは決してさうな偏狭な立場に立つものではない。真に組合運動に徹したものの立場から今日この共済施設を充実せざるば、永久にその機会を失する。今回の提案中、この事業に関する事項についてはわれわれは何らの意見を持つものではなく、今後参議院におきましては、このすみやかなる成立に全力を傾注することをここに表明し、われわれの態度を明らかにいたしておく次第であります。

二の組合の監督等に関する事項につきましては、若干の問題点を含んでおりますが、以上私が修正点の内容について触れましたように、大体において妥當であらうと思ひますが、若干の点につきましてはただいま申し述べた通りであります。この監督規定の強化については、私どもは必ずしも十分とは考えられませぬ。いたすらに監督官庁が組合役員の責任を追究いたす、あるいはそれによつて命令に服せざるべきは、監督権を発動して、組合業務の全部もしくは一部の停止、役員の変更を命ずるといふがごとき条文がございまして、この運営はきわめて重要であり、官僚が組合を支配する結果にな

ば、官僚が組合を支配する結果にな

り、従つて組合員との意思の疎通を欠き、あえて農民のための協同組合が、官僚支配のために屈するがごとき事態もなしといたしません。しかし現状においては、協同組合の運営の内容、役員、構成等には、必ずしも妥当ならざる欠陥が随所に暴露されております。これを正規の軌道に乗せるには、官庁の正当な解散権あるいは停止権、あるいは役員改選権を命ずることによつて、ここに綱紀の肅正を促し、組合運営に対して真に正しい指針を与えることも考えられますので、あえて私どもはこの点については反対をいたしておりませんが、将来の運営については十分監督官庁として政府は、その組合の民主的運営、あるいは健全なる発達のために、阻害とならざる周到綿密な御指導を行われることを強く期待し、要望いたしておきます。

最後に農業協同組合中央会に関する事項につきましては、ただいま修正点について十分述べましたので、これを省略いたします。あとにいろいろと問題はあるようですが、ここに一応われわれの今回の協同組合法の一部改正に対する修正点の趣旨の弁明並びに内容の説明を行い、全体を通じてのわが党の態度を表明いたしまして修正案の趣旨弁明にかえる次第であります。

○井出委員長 ただいまの各修正案に対して質疑があれば発言を許します。――別に御質疑もなければこれより農業協同組合法の一部を改正する法律案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありますので順次これを許します。芳賀眞君。

○芳賀委員 私はただいま提案されま

した農業協同組合法の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表してわが党の足鹿寛君から提出されました修正案に対して、賛成をいたし、修正部分を除く原案に対して賛成の討論を試みるつもりであります。この農業協同組合法の一部改正の法律案というものは、今回の国会において提出されたのではなくて、すでに第十五、第十六の両国会において、内閣提出の名のもとに提出されておつたわけでありまして、第十五、第十六の両国会におきまして、農業委員会法の一部改正法律案と、この農協法の一部改正法律案というものは、あわせてこれを農業団体再編成の名のもとに取扱つたわけでありまして、当時の情勢を振り返つて検討いたしましたところ、この両法の改正なるものが名のごとく、農業団体再編成の名実が備つておるかどうかというところに関係がつかつておつたのであります。かかる意味におきまして、これに關係するところの全国の農業団体あるいはこの法律の改正に対する関心を有する世論は、あけてこの農業団体再編成なるものに対して批判的の目をもつてこれを迎えたわけでありまして、そのような関係のもとにおきまして、提案者であるところの政府自身の中におきまして、この法律の改正に對する自信の欠如が多く見受けられることができたのであります。しかるがゆゑに両国会におきまして、実質的な法律の改正に対する審議に遂に入ることが得なかつたのであります。しかも第十六国会の衆議院におきましては、ときの保利農林大臣は、遂にこの団体再編成なるものに対しては、私自身としては若干の疑義さえも有してお

るといふところをある機会に表明されたことさえあるものであります。そのような経過をたどつたこの法律の改正というものが、今回の国会におきまして自由党、改進黨、日本自由党の三党共同提案の名のもとに提出されたわけでありまして、形は議員提出の法律案でありますけれども、その中味は従前内閣が提出された法律の改正点とまったく同一であるといふことだけであつて、むしろ政府が提出した改正案よりも改悪のきらいさえあるものであります。このことは官僚が従前民主化を抑圧し、阻害するがごとき傾向があつたにもかかわらず、現段階においてはむしろ官僚の力をもつてさへもある程度現在におけるところのわが国の農村の民主化を守らざるを得ないといふような段階にまで来ておるということ、この法律の改正案の中に私たちは見受けざるを得ないのであります。何がゆゑに上にかかる表現を私どもがとるか申し上げますと、まず第一に農業協同組合の持つ本質というものは、歴史的に考へましても、ロッジ・デール以来の原則なるものは、政治に対する中立性の確保、一人一票の平等の原則と、加えて組合に対する組合員の加入、脱退の自由、この三本の支柱といふものは、あくまでもくずすことのできない協同組合の支柱であります。今度の改正法律案の中には、このゆがむがごときことのできない精神さえも歪曲しようとする意図が見受けられておるわけであり

ます。その第一点は、たとえば役員選挙の場合におきましても、法律の改正をもつて、従前正組合員の投票によつて、選挙によつて理事、監事の代表を選ぶ制度が行われておつたにもかかわらず、これをただ単に総会において選任することができるといふふうな改正とせんと試みおるわけでありまして、このような事態といふものは、農村におけるところの協同組合の中において蟠居するいわゆるボス制の勢力というものが、部落的な支配関係の上に立つて、役員改選の場において支配的な力を発揮するといふことは想像にかたくなないのであります。かかる傾向を排除するためには、あくまでも現在の法律の中において規定されておるところの、いわゆる全体の正組合員の自由な意思において投票する、その結果における役員選任ということがまつたく正しいものにもかかわらず、このような改悪を行わんとする意図に對しては、これは容認することはできないのであります。

次に加入、脱退の原則の破壊の場合におきましても、中央会の都道府県段階の場合におきましては、正組合員となる者は自由でありますけれども、都道府県中央会に一旦加入した協同組合はただちに全国中央会に当然加入の形をとつて強制的に加入せざるを得ないといふことがこの法律の改正によつて出て来ておるのであります。かかる事態といふものは、この中央会なるものが協同組合法の範疇の中において協同組合の一形態であり、組織であるといふ場合においては、あくまでも名称は中央会であつても、これは協同組合の組織形態の外に出ることはできないのであります。かかる場合におきましては、当然全国中央会に對しまして加入、脱退の自由といふものは守る

という基本的な立場に立つのが当然であるにもかかわらず、この法律の示すところによりますと当然加入の線をとおつておるというこの点であります。さらに都道府県中央会の段階におけるところの総会の場合におきましても、従前における協同組合の総会の場合においては、ことごとく會員総会の建前をとつておるわけでありまして、今度の法律の改正の場合においては、原則として代議員制をとつておるということでありまして、このことはただ単に都道府県中央会だけが代議員制をとるといふことだけでなく、現在現存するところの都道府県段階にあるところの協同組合の各連合会の総会の形式といふものが、今までは會員総会の制度をとつておるにもかかわらず、この法律の改正によつて代議員制をとるといふ危険がここに包蔵されていることをわれわれは知らなければならぬのであります。このようにしてすべての改正の傾向といふものが、組合員全体の意思を平等に絶えず反映して組合員の意識を高揚させ、しかも組合員の協同組合に對する愛着といふものを高めながら農民の自主的な経済行為を行う団体であるところの協同組合の基礎を確立し、その経営を健全化するといふ方向よりも、これはまづたゞ逆コースであるといふことが言ひ得るのであります。しかもこの傾向といふものは、法律の改正のあらゆる点を見て、その底流をなすものは、いわゆる全体主義的な集権統制的な思想傾向といふものが、この改正案の中のわれわれの見がすことのできない重大な点であるといふふうな考へるのであります。われわれはかかる観点の上に立ちまして、先

ほど足鹿委員の提示されました九項目にわたる修正案を付して、あくまでも農業協同組合の本来の精神を守り、しかも現実の社会情勢、経済情勢の中において圧迫されようとしておるところのわが国の農業、この農業の中において、しかも零細な規模のもとに苦吟しておるところの農民の自主的な協同体としての農業協同組合の機能を、現段階よりも有機的に發揮することのできるような期待を持つて修正案を提出すると同時に、残余の原案に対しては賛成し、ここに農協法の改正の精神というものが具体的に効果を發揮できるような期待を持たんとするところ、わが党の考えがあるところを、明確に表現したのであります。それと同時に、ただいま提案者であるところの自由党、改進黨、日自三派から修正案なるものが提示されましたけれども、この修正案は、端的に申し上げると、提案者として修正案を提示される場合において、当然これらの形態は付加されなきやならぬものが一部脱落しておつたやうなものをここに拾い上げたのと、もう一つは、この法案の審議の過程を通じてわれ／＼の主張したところの、いわゆるわが党の修正案の名のもとに示された九項目に対して幾分の反省をなされまして、内容的にはまだ微温的ではありますけれども若干の歩み寄りをなされたという、その良心があるということに対して、私はいささかの喜びを感じざるを得ないのであります。かかる意味におきましてわれ／＼はあくまでもこの法案の採決にあたりまして、わが党があくまでも農業協同組合のバックボーンを守り、しかも日本農協の発展のために期待しようとする

るその精神を体得されて、このわが党の改正案を中心にして、この改正法律案が成立することを期待すると同時に、最後にこの審議の最終段階において友党であるところの社会党右派の諸君が、民主主義の陣営の中から、しかも協同組合の基本的な筋としてあくまでも守らなければならないところの協同組合に対する加入、脱退の自由の原則の旗をわれ／＼とともに守つてくれることのできなかつたことを最大なる痛恨事としてつけ加えまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

は野党の立場から、真に農村経済組織であるところの農業協同組合の拡充整備のために、われ／＼もこの線については、与党委員諸君とともにでき得るならばわれ／＼は話し合いをいたしまして一致の行動をいたしたいということをお願いしたしておたのであります。が、不幸にして保守三派の議員提案という形となつたことは、本案が提案された当時から遺憾に存しておつたのであります。しかしながらわれ／＼はそういう議論は抜きにいたしまして、今日の農協の現状を考えてみますれば、すみやかにその態勢を強化すること、これはもう喫緊の要事であると思ふのであります。同時に農業協同組合の現状を見ますならば、私はここにはつきり占領行政、占領政策の行き過ぎが今日農協のあらゆる面において大なる支障があるということ、をまず指摘しなければならぬ。同時に永年にわたる自由党吉田内閣の農民に対するところの行き過ぎ、あるいは弾圧、こういうことがとりもなおさず農協の今日の現状を招いていることについて、われ／＼はこの機会に指摘したいと思ふ。というところは単協のいわゆる連合体であるところの都道府県各種の連合会、あるいは中央の連合会、御承知のように統制となり、占領から独立への過程においてこの連合会の方向に進んでおるのであります。が、しかし過去における行き過ぎが、誤れる政策が、すなわち農協の経営あるいは資金難、こういう現状から見ますときに、私は急速にこれらの問題を解決せねばならぬと考えるのであります。

今回提案されましたこの一部改正案を見ますと、われ／＼は幾多の不満を持つのであります。同時にこの機会に農協の根本的な、抜本的な改正を行ひまして、真に農協が自主的な組織として確立するの要を痛感したしておるのであります。が、これもなか／＼一挙に行かないことも、われ／＼は了承しなければならぬ。特にこの改正案の中で指摘したいことは、ただいま左派社会党から修正案が提案され、足鹿委員からその趣旨弁明があつたのであります。が、われ／＼はその修正については、われ／＼の考へております点を率直に指摘され、われ／＼も同感の意を表するのであります。しかしながら今日の現状からいって、われ／＼が国会においていたすに議論をし、時間を遷延するといふようなことはすべきではない。この現状から考へまして、率直に申し上げますならば、役員選任の問題も、農業協同組合の本質からいって、従来の線を逸脱して、自主的な意思を阻害するような選任の方法は、厳に戒めなければならぬと思ふ。しかし今日のあの選挙制度の行き方が必ずしも民主的な方法で、真に農民の欲する役員が選任されているかどうかという点についても、われ／＼は考へてみなければならぬと思ふ。同時に中央会に対するところの加入、脱退の問題であります。特にこの点につきましては、私は協同組合の本質から見まして、あくまでも会員の加入、脱退は自由でなければならぬ、都道府県中央会に加入いたしました会員は中央

会に当然加入の方途をとつておりますのが原案であります。この行き方は、ただいま申し上げましたように、協同組合の本質から見れば、私はまさきに逸脱しておると思ふ。しかしこのこともわれ／＼が戦後統制の連合会あるいは農業協同組合の指導体系の確立ということを考へてみますときに、すみやかにやらなければならぬというやうな現状から見まして、あるいは中央会そのものの性格から考へてみますと、私はこの緊急性という問題、あるいは農協の現状から見まして、この考え方を詰まらされるこの形態を、すみやかに整備拡充する方途を講じて、一日もすみやかに農協本来の姿であるところの会員の加入、脱退の自由という方向に持つて行けるやうな指導を、政府みずから積極的に行つていただきたい。私は最後に結論を申し上げます。この中央会に対するところの会員の加入、脱退については、政府がすみやかに農協の整備拡充強化をいたして、本来の自主的な姿において、農村の真の経済組織として、農村の基礎として農協が真にその使命を果さるやうにやつていただくといふその時期まで、暫定措置としてこの中央会に対する当然加入の方途を認めたいというのがわが党の方針であります。以上のような条件を強く付しまして、わが党はこの原案に賛成をいたしたいと思ふのであります。

○井出委員長 これにて討論は終局いたしました。引続きこれより採決いたします。

第一類第九号 農林委員会議録第四十九号 昭和二十九年五月二十二日

○小平(忠)委員 私はただいま議題となつております農業協同組合法の一部改正案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして強い希望条件を付しまして原案に賛成するものであります。わが国の現状は、すみやかに経済の自立を達成いたしまして、国民経済を安定させることが刻下の急務であります。そのことはとりもなおさず国民生活の上に大きなウェイトを占めております食糧の自給態勢を確立するということでありまして、その食糧問題の解決のかぎを握るところの、すなわち農村における唯一の経済組織である農業協同組合の整備拡充が刻下の急務であることは、これまで論をまたないところであります。この農業協同組合の整備拡充に關しましては、過去三箇年間に農業団体再編成という、その文字をもつて国会においても、あるいは農林団体、全国農民が異常なる関心を持つて今日まで議論をし、審議を重ねて来た点であります。今回の自由党、改進黨、日本自由党三派の議員提案によるこの改正案につきましては、われ／＼

は野党の立場から、真に農村経済組織であるところの農業協同組合の拡充整備のために、われ／＼もこの線については、与党委員諸君とともにでき得るならばわれ／＼は話し合いをいたしまして一致の行動をいたしたいということをお願いしたしておたのであります。が、不幸にして保守三派の議員提案という形となつたことは、本案が提案された当時から遺憾に存しておつたのであります。しかしながらわれ／＼はそういう議論は抜きにいたしまして、今日の農協の現状を考えてみますれば、すみやかにその態勢を強化すること、これはもう喫緊の要事であると思ふのであります。同時に農業協同組合の現状を見ますならば、私はここにはつきり占領行政、占領政策の行き過ぎが今日農協のあらゆる面において大なる支障があるということ、をまず指摘しなければならぬ。同時に永年にわたる自由党吉田内閣の農民に対するところの行き過ぎ、あるいは弾圧、こういうことがとりもなおさず農協の今日の現状を招いていることについて、われ／＼はこの機会に指摘したいと思ふ。というところは単協のいわゆる連合体であるところの都道府県各種の連合会、あるいは中央の連合会、御承知のように統制となり、占領から独立への過程においてこの連合会の方向に進んでおるのであります。が、しかし過去における行き過ぎが、誤れる政策が、すなわち農協の経営あるいは資金難、こういう現状から見ますときに、私は急速にこれらの問題を解決せねばならぬと考えるのであります。

今回提案されましたこの一部改正案を見ますと、われ／＼は幾多の不満を持つのであります。同時にこの機会に農協の根本的な、抜本的な改正を行ひまして、真に農協が自主的な組織として確立するの要を痛感したしておるのであります。が、これもなか／＼一挙に行かないことも、われ／＼は了承しなければならぬ。特にこの改正案の中で指摘したいことは、ただいま左派社会党から修正案が提案され、足鹿委員からその趣旨弁明があつたのであります。が、われ／＼はその修正については、われ／＼の考へております点を率直に指摘され、われ／＼も同感の意を表するのであります。しかしながら今日の現状からいって、われ／＼が国会においていたすに議論をし、時間を遷延するといふようなことはすべきではない。この現状から考へまして、率直に申し上げますならば、役員選任の問題も、農業協同組合の本質からいって、従来の線を逸脱して、自主的な意思を阻害するような選任の方法は、厳に戒めなければならぬと思ふ。しかし今日のあの選挙制度の行き方が必ずしも民主的な方法で、真に農民の欲する役員が選任されているかどうかという点についても、われ／＼は考へてみなければならぬと思ふ。同時に中央会に対するところの加入、脱退の問題であります。特にこの点につきましては、私は協同組合の本質から見まして、あくまでも会員の加入、脱退は自由でなければならぬ、都道府県中央会に加入いたしました会員は中央

会に当然加入の方途をとつておりますのが原案であります。この行き方は、ただいま申し上げましたように、協同組合の本質から見れば、私はまさきに逸脱しておると思ふ。しかしこのこともわれ／＼が戦後統制の連合会あるいは農業協同組合の指導体系の確立ということを考へてみますときに、すみやかにやらなければならぬというやうな現状から見まして、あるいは中央会そのものの性格から考へてみますと、私はこの緊急性という問題、あるいは農協の現状から見まして、この考え方を詰まらされるこの形態を、すみやかに整備拡充する方途を講じて、一日もすみやかに農協本来の姿であるところの会員の加入、脱退の自由という方向に持つて行けるやうな指導を、政府みずから積極的に行つていただきたい。私は最後に結論を申し上げます。この中央会に対するところの会員の加入、脱退については、政府がすみやかに農協の整備拡充強化をいたして、本来の自主的な姿において、農村の真の経済組織として、農村の基礎として農協が真にその使命を果さるやうにやつていただくといふその時期まで、暫定措置としてこの中央会に対する当然加入の方途を認めたいというのがわが党の方針であります。以上のような条件を強く付しまして、わが党はこの原案に賛成をいたしたいと思ふのであります。

○井出委員長 これにて討論は終局いたしました。引続きこれより採決いたします。

正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に佐藤洋之助君提出の自由党、改進黨、日本自由党の協同修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。(拍手)

次にただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて農業協同組合法の一部を改正する法律案は、佐藤洋之助君提出の修正案のごとく修正すべきものと決しました。(拍手)

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○井出委員長 引続きこれより農民組合法及び農業委員会法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたしますが、まず農業委員会法の一部改正案について質疑を願ひたいと思ひます。井手以誠君。

○井手委員 農業委員会法の一部を改正する法律案につきまして、お尋ね

いたしたいと思ひます。まず第一にお伺ひしたいことは、改正されようとする農業委員会、特に都道府県農業会議並びに全国農業会議所の性格について承りたいと思ひます。提案理由の説明によりますと、農業委員会及び都道府県農業会議及び全国農業会議所を農民の利益擁護機関として、その活動を期待するというのが大きく掲げられている点であります。そこで提案者にお伺ひしたいのですが、たとえばあなたが秘書を使つておられる。給料を出して雇つておられる。その秘書があなたに対して堂々と意見が述べられるものかどうか。人に雇はれておいて、雇い主に對して遠慮なく批判し、意見が述べられるものであるかどうか。その点をまずお伺ひしたいのであります。

○小枝委員 ただいま井手委員からお尋ねの点であります。府県農業会議及び中央農業議所の問題につきましては、私が秘書を使つてゐる場合に、その秘書が私に対して堂々と意見が述べられるかどうかという御意見であります。今回の府県の農業会議あるいは中央の農業会議は、御承知のように政府から補助を受けることになっております。従ひましてこの補助を受けている団体は、政府、官庁に対して自由に意見を述べられるかどうかという御質問だと解するのであります。この点はなるほど補助はもらつておりますが、農業会議並びに農業会議の性格は、地方の各農業委員会における代表者並びにそれに関連いたします都道府県における各農協あるいは学識経験者、そのほか盛り上るところの、最も農村に理解のある人々の主宰する団体でありまして、政府の意図をいたしまして、決してこれらの意思並びに言論を抑圧し、行動を抑圧しようということではなくて、むしろ農業及び農民の利益を擁護しようという立場のものであります。これをいまして、その助成をいたしてゐるのであります。それによつてそれらの行動並びに意見の開陳に著しく制約を受けるものとは考へておらないのであります。官庁としても、政府としても、これらがほんとうに農業及び農民に對して忌憚なく意見を具申することをかえつて期待いたしておりますし、またこれらの団体に關係する人々においても、十分にこれを述べるべきことができるものと考えております。

○井手委員 お尋ねの方法が悪かつたかも知れませんが、事業に對する補助金はともかくといたしまして、給料、手当を国費からまかなう、人件費を国費からまかなうという機関において、補助をやるに公正な意見を述べ得ないことは、私は提案者といへどもおわかりであらうと思ひます。私は内心さういふ考えであると思ひます。ただ公開の席上では言えないかも知れませんが、私も、人に雇はれてそれで生活しておつて、正しい率直な意見が述べにくいことは、万人承知のところでありまして、一方にいて選ばれた委員が、またその会議なり会議所が農民の代表機関であるとして期待されてゐるようでありまして、末端的農業委員を選んだ場合には、主として農地法に關係する行政事務の一端に携はるにふさわしい者を選んでいるといふことでございまして、農村問題すべての適任者を選んだといふことにはならないのであります。また一方において都道府県農業会議の委員は、過半数が選任になつてゐる。こういう場合に、これが農民の利益を代表する機関であるとは、いかに考へても申しがたいのであります。私は僭稱であろうと考えます。提案者は農民の利益代表機関であると言はれておられますが、やはりそのようにお考へになつておりますか。おそれなくこれは書き誤りじやないかと考へておりますが、いかがでございませうか。

○小枝委員 提案者といひましては、なるほど下部組織においては農業委員会がその基本となつております。しかしながら今日の委員会法の改正によつて選挙を簡素化したしまして、市町村においても三分の一程度の選挙以外の方面から選任した委員も参加することになつておりますが、都道府県の農業会議並びに全国の農業会議所においては、御承知のごとく農民の利益の代表機関である農業協同組合、あるいは農民の団体、あるいはまた学識経験者、あるいは農民の代表といつたようなあらゆる農村の良識を網羅するといふ方針のもとにやつておりますので、必ずしもこれをもつて全部の農民の利益代表機関であるといふことを言うことは、僭越ではないかという井手委員の御趣旨もありませんけれども、提案者といひましては、御承知のように今日の日本の農村の現状は、容易ならぬ事態に参つてゐると思ひますし、ことに御承知のごとく農産物の國際的価格が漸次下落の傾向を辿つており、ことに日本の農村の生産状態は、漸次増加をいたしまして、これから経済的な今後の情勢を判断いたしますと、必ずしも樂觀を許さないのみならず、非常に憂慮すべき状態にあると思ひますのでござい

ます。また農地の問題につきましても、井手委員御承知のごとく、最近食糧問題が多少緩和の傾向は見えておりますけれども、たくさん農地がつぶれております。こゝ一箇年間に、おおよそ三万五千町歩と言はれておられるのは、およそ長崎県一県の耕地が一箇年にほとんどつぶれるという現状にあるのであります。またいろいろの情勢から考へてみましても、人口、食糧問題等、幾多多難な道を控えて、日本の農村の将来及び農民の将来における経済情勢というものは、まことに憂慮されなければならぬのであります。そういうときにあつて、こういう機関が集まりまして、現在の農業委員会よりも農業会議所によつて農業會議を開きまして、いろいろな知識を集めて、これによつて、農村の農業、並びに農民の利益の擁護をすることは、農民の利益の代表機関としての価値があるものと、提案者としては考へておる次第でござい

に承つております。この改正される農業委員会、農業会議、農業会議所というものが、農民の利益の代表機関であるとする理由にも書いてあるものであります。この点について、私も私どもはいろいろと疑義があるわけでありまして、この点はこの改正案の中心点であると考えます。経済局長は、昨日の答弁においても、農協も農政活動ができるということを言明されましたので、多分そうであろうとは考えておりますが、経済局長は、ただいま提案者にお尋ねしましたように、この機関は農民の利益を代表する機関の一つであるとお考えになつておりますかどうか、その点をたゞたいと思ひます。

○小倉政府委員 その通りであります。○井手委員 新たに設けられる都道府県農業会議の事業でございまして。今までの都道府県農業委員会と性格を異にいたしまして、もちろん農地法に基づく仕事はいたしますが、四十条の第二項に示してありますように、多くの事項を並べておるのであります。そこで「農業及び農民に關し、意見を公表し」とか、「行政に建議し」とか、「又はその諮問に應じて答申する」とか、さらに「農業及び農民に關する啓蒙、及び宣伝を行う」というのはどういふ内容のものであるか。この四十条第二項第二号については、委員会の議を経なくとも、農民に対して啓蒙及び宣伝活動ができるという内容になつておるようでありまして。そういったと、第二号によりますれば、委員の一部が特定の政党的立場から農民に対して、啓蒙、宣伝を活動に行うということも予想されるのであります。そういうことを考えますと、これはどういふ啓蒙活動をやるにしろという立場で意見を公表しようという構想であるのか、その点を具体的に承りたいと存じます。

○小倉政府委員 四十条二項の一号でございまして、この意見の公表あるいは建議、諮問に対する答申ということとは、農民ないし農業に關する限り多種多様でございまして、ここで一々列挙するまでもなく十分おわかりのことと存じます。そういうことに關しまして、もちろんこの会議は多方面な能力を持つておる、かように理解をいたしております。

○井手委員 重ねて経済局長に、今後いろいろの事態にあつたことと考へますのでお尋ねいたしますが、いわゆる農民代表を選ぶ農民の利益代表機関という場合には、それではほかにもいろいろあるけれども、その重要なものの一つとして農業委員会なり、農業会議というものを考へておる、こういうことになりませんか。

が、意見の公表ということになりますれば、できるだけ農業会議全体の意見であるとか、あるいは意思であるとかいうことを明瞭ならしめるために、法律上会議の形態によつて審議した上できめるという拘束を加えておるのであります。もちろんその他の事項に關し、農民の啓蒙、宣伝ということにつきましても、特定の事項について同じようなことをとることはもちろん可能であります。

それから農民及び農業に關する啓蒙、宣伝の内容いかんということでございます。これは二通りあると思ひます。一つは、農業あるいは農民以外の方、あるいは業界や社会に向つて日本の置かれておる農業の事情、農民の事情というものを積極的に述べて農民ないし農業に対する理解を深めることが一つの大きな事業であると思ひます。また一つは農業ないし農民に対する啓蒙、宣伝でございまして、農民の自覚を促すといつたようなこととか、あるいは同じようなことになりまして、けれども、農地問題あるいは米価問題などにつきまして、現在の情勢、状況といつたようなことについて普及、宣伝をする、こういうことがたとえて申し上げます。

○井手委員 だいたいまのお答へによりまして、広汎な農政活動ができるというお言葉であります。米価についても意見を公表することができ、こういうことになりまして、提案者にお尋ねいたしますが、先刻の質問にもどるようではありますけれども、今農民が不平不満を持つておることは提案者も御承知の通りと思ひます。特に農民取奪

政策を長く続けて参つております今日の吉田内閣に対しては、多くの不平不満を持つておる。そういう農民が政府から金をもらつて、職員が職員に就いてはあつてお尋ねいたしますが、人件費をまかなわしてもらい、生活させてもらつておる職員が起案し、また手当をもらつておる職員が政府に対して公正な農民の自由な意思による意見をまとめて、これを集約して公表する、建議するといふことが可能であるか。農民は生産費を償う米価を要求している場合に、今低物価、低米価政策を押しつけておる。そういう際に、あくまでも生産費を償う米価がほしいという意見がはたしてできるかどうかというのです。人件費までもらつておる機関が、はたして公正な意見が出し得るかどうかといふことについて、提案者の確固たる信念をこの際承つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 だいたいま井手委員のお尋ねの問題でございまして、提案者といつたしましては、御承知のように今日では政府から給料を直接もらつておる官庁の職員でさえ、その手当あるいは給料に対しては申し入れをやつておるような状態でございます。従ひまして半官半民のような状態でありまして半官半民の補助をもらつてやつておる職員ではありますけれども、これらが企画、立案をいたしましたもの、あるいはこの会議で決定いたしましたものにつきまして、農業会議並びに農業会議所が政府に対して、あるいは官庁に対して意見を具申するといふようなことについては、そのために意見を差控えたり、十分な活動が制約されるものとは考へておりません。私はそれによつてこの農業会議所としての使命を果すのに障害になるものとは考へておらないのであります。

○井手委員 私は提案者と根本的に意見を異にするものであります。官庁の職員の話が出ましたけれども、今日の官公署の職員といへども多くの制約を受けておる。法規的にもまた實際問題としても、多くの制約を受けておる。もし政府の方針に反する意見を公表するような場合、そういうものを起案する場合に、切捨てごめんの事実もたくさんあるのであります。自分の生活をまず考へなければならぬ人が、雇つておる者の考へに反するようなことを起案し、あるいは意見を述べるといふことはどういふ考へられないことだと思ふ。あくまでもできるとおつしやるならば、それは言葉はどうでもできますけれども、實際問題としては不可能であります。

そこで私は経済局長にお尋ねいたします。この四十条の第一項第二号にある啓蒙宣伝活動は、委員会の議を経ずして一部の委員が一定の立場あるいは考え方から啓蒙宣伝活動ができる、こういうことになりまして、時にやつては恐るべき悪影響も考へねばならぬのであります。一部の考え方から、一部の政党的立場から、政党内所屬する委員であるならばそういう立場から啓蒙宣伝が行われるということも考へなければならぬ。そういうものは委員会の議を経ずしてかつてにできるといふように第二号から考へられるが、そういう場合に制約の方法があるかどうか。

○小倉政府委員 お尋ねの趣旨がちよつとわかりかねるのであります。農業



得ると考えておるのでございます。

○井手委員 選挙の方法などから見てある程度のつながりはあるというお言葉でございましたが、私は市町村の農業委員会と都道府県の農業会議ないしは全国農業会議所とは、その性格はかわつたものであると考えております。そこには申すまでもなく指揮命令とか指導とかいうものはあり得ないと考えます。農地法については、もちろん法の命ずるところでございますので、市町村農業委員会のやつたことについて上級機関としての決定もございましょうが、いわゆる四十条の第二項でございまして、あの業務について、あるいは全国農業会議所の業務についてはこれは別個のものに私は考えておるのであります。そこでお尋ねしたいのは、そういういろいろな農民の指導、連絡とかいうようなことについて、全国農業会議所は都道府県の農業会議に対して、あるいは市町村の農業委員会に対して、何か連絡とか指示とかよく使われる指示権はないかもしれませんけれども、そういうことができるものであるかどうか。農地問題は別ですが、そういう意味のものが考えられておるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○小枝委員 指導連絡ができるかどうか、そういうことを考えておるかどうかという御質問でございますが、これにつきましては、私はできると考えておるものであります。たとえて申しますと、米の生産費の調査、これは農林統計でもいたしますけれども、こういう点におきましては、はたして実質的な米の生産費がどのくらいになつておるか、これは農民みずから考

えておりますところと外部からこれを調査するような場合とは違ふような場合があると思います。そこでたとえば米価について建議をいたそうとしたしますならば、ほんとうの農民自体の米価をみずから調べてみるというような場合に、これを調査して、中央に集めてこれを検討して行く、そういういろいろ、経費的な問題もございまして、調査あるいは指導連絡をする場合はあり得ると考えておるのでございます。

○井手委員 経済面についての調査連絡ということについては、私もそう思いますが、農政問題についてそういうことができるかどうかということ、重ねてお尋ねいたします。

○小枝委員 できると考えております。たとえて申しますと、ただいま申し上げました米価の問題についても、米価をこの程度の標準に決定してほしいというような場合に、陳情書を下部からこれに提出する、あるいはいろいろ、機関に対してこれを建議するというような場合についても、下部に対してこれを連絡し、指導するということはあり得ると考えておるのであります。

○井手委員 いろいろお尋ねしたいのですが、時間の制約がありますので、今からは条文を追つて簡単に質問いたしますから、答弁も簡潔にお願いしたい。

改正案の第二条第一項第二号の政令の内容、並びに現行法により第三号の農地等の利用関係について、財政負担について今度は削除されておりますが、その点財政法との関係はいかになつておるか、まずその点をお尋ねいたします。

○小倉政府委員 ここで政令に定める

ものと申しますのは、これまでの県の農業委員会につきまして、政府が費用を負担しておりました負担の理由として考えられます農地問題の処理、こういったようなことでありますとか、その他土地改良法の関係によりまして農業会議の意見を聞く、こういった場合にこの政令でありますとか、そういうように国に農政を執行するために国が委員会議に諮問する、意見を聞く、こういったことのために必要な会議の経費、従つて必要となる委員の手当でありますとかあるいは必要な旅費でありますとか、あるいは職員の使用、こういったものが入るのであります。

○芳賀委員 私はただいまの井手委員の質問に関連して、二点ばかりお尋ねしておきたい。第一点は、農業委員会の今までの書記の規定を職員というふうに改められたわけですが、これは今井手委員からも質問がありましたが、このねらいといふものはほんとうはどこにあるかということなんです。このことに対しては、前会の協同組合法案に対する質疑の過程において、提案者である金子委員から、これは決して将来農業委員会に技術員を置くというふうな伏線があつて職員に改められておつたわけだ、とを、繰返して表明されておつたわけでありまして、そういうことがないといひますと、ことさらに従来書記であるのを職員に改める必要といふものは、いささかもないのじやないかといふふうな考えられるわけですが、この点は将来この法が改正された場合におけるあの運用にも、非常にポイントになるような点であるように考えますので、この点は提案者におかれていま

段明確に説明されておかれた方がよい。この改正案がもし成立すれば、当然政府はこれを運用することになるので、重ねてお伺いしておきたい。

○小枝委員 芳賀さんにお答えをいたします。ただいまの御質疑にことごとくもつともな問題でありまして、この際提案者としての意見を明確にいたしておきたいと思つております。これは先般の問題を、三派共同提案しようじやないかといふことになる以前に、何と申してこの農業団体の二つの法律の改正をものにしようじやないかといふようなことを金子さんに御相談いたしましたときに、これはさつぱらんに申し上げまして、技術員の問題をどうするか、こういう問題がありましたが、この問題は、どうも日本の農業技術員の系統というものは多岐多様にわかれておつて、まことに複雑な状態を呈しておつて、これを何か一本化して、明瞭なものにする必要がありはしないかといふことを考えたのでございまして、そのときに金子さんと、どうもこの技術員の問題は今後検討を要する問題であつて、農業委員会に置くとか、農協に置くとかいふようなことが、今ただちに結論が出る問題じやないと思つた。この際この農業委員法の改正案を提案するにいたしましたも、これは全然その場合には考えたくないといふことで、この技術員の問題は削除いたしました。ただ書記の問題を職員にいたしましたのは、先般井手さんにもお答え申し上げたのでございまして、これを重ねて明確に申し上げますが、これがいいと思つたのでございまして、御承知のように書記という名前では、どうも企画立案をしたりする

ことは書記の仕事ではない、こう考えられますし、対外的にも、書記ということでは、いろいろ會議に出席するやうな場合におきましても、職員という方がふさわしいといふやうなことで、この書記を職員に改め、またその職員といふのも、これを技術員といふ意味でなしに、技術指導という問題でなくして、これは農民並びに農業の発展をはかる上の企画立案ということになると、この必要性がどうしてもございまして、そこで職員といふことの方が書記よりもふさわしい、こういう考えのもとにこれを改正したのでございまして。さう御承知を願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 大体わかりましたが、なおただいまの御答弁によりまして、これは技術指導を行うという意味のものはなくして、主として農業委員会の内面的な一つの企画立案というやうな、あくまで事務系統の上に立つた職員であるといふやうな御答弁でありましたが、従来農業委員会の町村段階で扱う仕事というものは、一番大事な問題は、やはり農地問題の処理であるといふふうな考えられますが、最近におきましては、農地法を中心として農業委員会が扱う仕事といふものは、表面から見ると非常に閑散になつたやうに見えますけれども、実質的には非常に複雑な様相が多分に現れて来ているわけでありまして、合法の線をほんとうははずれておるのだけれども、合法的に装つた農地の売買とか何とか、そういう形が逐次全国的に出て来ているやうに考えているのであります。さういふ場合におきましては、当然農業

委員会の職員の中において、やはり農地法なるものの精神とかあるいは運営を、十分身をもつて体得して、そうして委員会の実務の上にこれを現わすことが出来るという有能な職員が、どうしても必要になつて来るのであります。ただ単にウエートを、今後の農業振興計画であるとか、あるいは外部的な農政面にだけ置くということになるものは、これらの重大問題の取扱ひというものは、非常な放置されるような感じがするわけでありますが、そういうようなことを防止するために、職員というように名前をかえた場合においては、今までの書記という場合より、期待することがやや薄くなるような心配が出て来ると思うのですが、そういう心配は全然ありませんか。

○小枝委員 ごもつともな御質疑でございますが、ただいま芳賀委員もお示しになりましたように、日本の農地の問題は、まことに今日では複雑な様相を呈しております。御承知のようにいろ／＼な名前のもとに売買が行われまじたり、幾多の弊害も出ておることは、提案者といひしましても承知しております。ことに農地改革のあとから、漸次今日といひましては自作農が小作農に転落しておるような顕著な事実も、われ／＼は地方において見受けております。こういう農地の問題に對する善処ということについても、お説のごとく今後農業委員会としての重大な仕事であるわれ／＼も考えております。従ひまして、書記を職員にいたしまして、むしろ対外的の信用もできまふことであるとし、決してその仕事をそのかたにするという意味じやありませんのみならず、農業委員会の

意思を受けていろ／＼な仕事に携わります場合において、書記というよりも職員でありました方がそれによつてどれだけ成績が上まるかということにただちに申し上げるわけには行きませんけれども、よくなりましては悪くなる心配はなからうかと、提案者としては考えておるのであります。

○芳賀委員 もちろん職員の場合においては、身分の上からいつても委員会あるいは委員会長の指示を受けて仕事をやるわけでありますが、今度の改正点によりますと、選挙による委員を市町村条令によつて十人から十五人の間であるというように直すということでありますが、今までは選任委員は必要に応じて置いてもよいし、置かぬでもよい、しかも選任する場合においては選挙によつて出た委員の過半数の同意を要するということになつておりますが、今度の場合には選任委員は必置委員ということになります。それは選挙された委員の同意を得る必要はないということになつております。そういうことになると、選挙で出た委員と選任委員との力関係は今までと非常にかわつて来るというふうに考えられるわけでありまふ。そうなりますと、今までのような、どちらかと申しますと農地問題等も重要であります。選挙をする場合においては、やはり今はそれ／＼階層別にはなつておりませんけれども、それらの傾向がやや温存されておつたわけでありますが、今度の場合にはそのことが非常に薄らいでしまふ。一つの政治的な含みを持つたような、政治的な力を持つたような人たちがこの委員会の中に大勢現われて来るわけでありまふ。そういう人たちの勢力均衡の

上に立つて農地の問題等を処理する場合には、非常に心配な事態が多いのではないかと考えられるわけでありまふ。政府が委員会の経費を負担するようになつてくる場合においては、当然委員会の職員等は、やはり明確に国の法律によつて定められた業務を代行する、委員会の仕事はもつぱら農地法等を中心としたもので、それに専念することのできる条件を備えた職員を置くというような、活動の分野と段階を明確にしておかねばならぬ、一つの混乱が生ずると思ひますが、私はその点を案ずるのであります。その点に對してどういうようにお考えになつておりますか。

○小枝委員 お示しのような弊害につきましては、十分考慮いたしまして、そういう弊害のないようにいたさなければならぬと考えておるのでございませう。御承知のように農業委員会は全部選挙制度でやつておつたのでございませうが、今回は三分の一程度の委員を選任することになつておりますので、必ずしもそういう弊害がないということとは断言しかねるかと思ひますけれども、今後の農業委員会の活動の点から考えまして、その地方における選挙によつて漏れたものもありまふし、あるいはその地方におきましても最も農業の面に精通し、こうした農業委員にふさわしい知識経験を持つた人をこれに加えるということも必要であると考えておるのでございまして、そういう点から考えまして、決してこの農業委員会の性格が悪くならないものであると考えておりますと同時に、お示しのような弊害については、十分今後政府におきまして監督をいたしまして、

そういう弊害のないようにいたさなければならぬと考えております。

○芳賀委員 関連ですからもう一点だけ伺ひしておきます。次に選任の委員の場合において、町村段階においては、農業協同組合の理事あるいは共済組合等の理事は当然の資格で委員に選任されるわけでありますが、残余の委員等は議会の協賛を求めて市町村長が定めるわけでありまふ。そういう場合において、今度の改正点はある意味における農政活動をやる、そういう活動の領域を広げるところにねらいがあるように考えられますが、その場合において、既存の農民運動あるいは農政活動をやっておる団体は、市町村段階あるいは都道府県、全国段階等においては、既成事実の上に立つて現存しておるのであります。これらの団体は、やはり歴史の上に立つた地方の農民あるいは全国的な農民の一つの支持を得た、しかも自主的な組織であります。これらと今度の農業委員会を選任委員との関係は、提案者におかれども相当重視されておると思ひわけでありまふ。たとえば町村において農民組合とかあるいは農民同盟とか、そういうような農政運動等を行つておる団体等は、協同組合あるいは共済組合と并列に考へて取扱ふ必要がどうしても生じて来る事態であるというように私は考へるわけでありまふ。たゞ／＼市町村、自治体の長なりあるいは議会等が、これらの団体の代表が委員となることを阻止しようとする傾向が出て来るような場合もないとは限らぬわけでありまふが、提案者におかれましては、かかる団体の代表は、当然選任委員として迎へられるべきものであると

いうような期待を持つておられるかどうか、その点であります。さらに都道府県の農業委員会等については、以前の方針は法人格を持つた団体の代表ということをお考えになつたやうであります。今度の場合においては、ただ単に一つの資格条件を持つた農政活動等を行う団体等ということになつておるわけで、この場合においてはそこに相當の弾力性を持つておられる、そのねらいは、当然地方段階におきましても、あるいは農民組合とか農民同盟という地方に現存する団体等の代表が選任委員に置かるべきであるということについて、最後に全国段階におきましては、法律だけをなめると、入り得るといふ可能性があまり出ておらぬわけでありまふ。これは農民組合等も審議をいたしたわけでありまふが、これらの法律案が通過した場合においては問題はありませぬけれども、残念ながらこれが法律として目の目を見るときに對しては、私たち自身もあまり今の段階では大きな期待を持ってないのであります。この法律が成立した場合には、かかる農民の組織としておる団体は、当然これらの団体というものは、当然これらの団体がこの系列の中に加わらなければ、これは不具者のようなことになつてまふので、こういう点に對しましては、イデオロギーとかなんとかいうことは別にして、農民の自主性の上に立つた、しかも政府等の力に依存しないで、長い間苦しみを抜いて来たこれらの団体の代表者というものが、全国段階においても当然迎へられるべきものであるというように信じておられると私は思ひます。この点は今後のためにぜひ明確にしておきた

いので、提案者の御意思を御表明願うと同時に、政府当局においてもその見解のほどを示していただきたいのであります。

○小枝委員 ただいま芳賀委員から御質問の、町村の委員会において農民の団体が加入することができるとかどうかという問題でございますが、芳賀委員御承知のごとく、こうした農民の団体というものは、尊重せられなければならぬものと私は考えております。従いまして農民組合あるいは農民同盟、その他の団体に限らず、これが農民の団体であるといえますならば、町村議会がこれを推薦いたしますれば、当然これに選任せられる資格があると考えております。なお中央会の場合でございますが、これはそういう道が開かれておりませんけれども、総会において推薦することになっております。学識経験者といましてそういう立場にある人が推薦される場合には、当然これに選任せられる資格があるものとわれわれは考えております。

○小倉政府委員 市町村の委員会につきましては、ただいま提案者から御説明があつた通りでございます。なお全国農業会議所でございますか、これなどにつきましては、提案者から御説明がありまして、学識経験者として総会で推薦されるというところであれば、それでもよろしゅうございますし、あるいは団体として加入すること、会議所の定款で定めればできるようなことになっております。

○芳賀委員 ただいまの小枝提案者の御説明では、そういうことになれば入れるという程度で、これは非常に微温的であります。かかる団体の代表者と

いうものは、当然選任委員として迎えられるべきものであるという御意思を持つておられるかどうか、ということをお私にただしておつたのであります。

町村長がその案を示して、議会の承認を得た場合にはあたりまえであります。が、提案者といつたしましては、そういうような事態を考慮に入れて、当然町村長としては、そういう団体の代表を選んでは議会の承認を得よう、能動的な動きをすることに期待を持つておられるかどうかということなんであります。

○小枝委員 先ほど申し上げました通りでございます。

○芳賀委員 実に重大な問題です。農業委員会が組織体であつて、その組織員の負担によつて維持される団体であれば別であります。ほとんど百パーセントが国の支出に依存してゐるわけですから、国の財政というものは当然国民の税によつてまかなわれるものであつて、これらは国民がひとしく享有できる権利であるというように考えるわけでありまして、だから農民の社会的、経済的な立場を守るという目的を持つた団体ということであれば、それと同じような目的をもつて、しかも国の負担に依存しないで自立してやつておるというふうな現存しておる団体等に対しては、当然これは迎える、期待するといふ態勢がとられておらなければならぬと考えます。ただ資格規定として列挙する場合においては、農業協同組合とか共済組合とは別に、これを並べるのは技術上困難であるので、列挙されてはおりないと思ひますが、その残余の選任委員をきめる場合においては、かかる団体の代表といふものは、当然

選任委員の中に入り得るべきものであつて、当然選任しなければならぬのではないかと私は考えておるのであります。やはりここで、提案者のつぎの積極的な御意思を聞いておかないと、これは末端の町村長の場合ごく消極的な、狭義な解釈しかしませんから、こういう農民団体の代表を入れるというところは、何かこれは法律の趣旨に沿つたものではないか、というような間違った考えを起す場合がないとも限らぬのであります。こういう点はやはり審議の過程の中において、ぜひ明確にしたいと思ひます。

○小枝委員 なか／＼これはむしろ少し問題でございますが、私の見解としては、こうした芳賀委員のお示しのような有力なる組合の代表は、学識経験者として選任せられるものと考へておるのであります。

○芳賀委員 期待しておられるかどうかの点を……

○小枝委員 期待しております。

○中村(時)委員 関連して、今小枝委員のおつしやるように、町村議会において推薦されるならばということでありまして、これを一応読んでみますと、一方におきましては非常に行政機関としての機能を持つておる。一方においては民間的な機能を持つておる。二つの非常にむづかしい性格を持つた団体になつておるわけでありまして、そこで、そういう中においてしかも行政機関としての考えから補助金をもらつてやつておる。そうするとある意味で言つたら、これは中金に現われてい

るように、その人選においてはある程度官庁が発言権を持つといふおそれも出て来る。ここに一つの問題があると

思ひます。そういったしまして下部に入つて来た場合に、市町村ということをお考へる場合、とかく今のような行き方は、自由党は喜ぶかもしれませんが、大抵ボクスの人が多いのです。そういうような結果から出て来るそれに対する反逆から、というよりも正常な立場に立つて非常な苦闘を続けて来た農民組合があるわけです。ところがそういう一つの構成状態からいつて、これらの農民組合の人たちを入れるかどうかということになれば、これは入れない。しかも学識経験者というものは、一応のペーパー・プランにおける農政の一つのあり方というものの方向は示してくれても、実際にあつてその正しい行き方を与えてくれる指導者というものは、また意味が違つたろうと思ふのです。そこで、そういう一つの方向をこの中に取入れるかどうかというところは一つの問題である。私はそれを取上げてくれないうことと考へておるのだが、あなた方はそういうことを考へる上で、こういう法案をつくつたのかどうか、これをお聞きしたいと思ふのです。

〔金子委員長代理退席、委員長着席〕

○小枝委員 ただいま中村委員から、この町村の委員会に対して、そういう組合の代表者を入れるというふうなことを考へてつくつたかどうかというお尋ねでございますが、この点につきましては、ちょうど問題を提案いたします以前に、――さつぱらんに申し上げますが、金子さんと相談したときにも、農民組合等の入れる道を開くべきかどうかということについて、相談をいたしました。そこで、法人とい

うよりも団体ということにしようじやないか、そうしておけば入りやすいのじやないかということも相談をいたして、一応そういう案もつくつてみたのであります。が、法制局といたしましては、これは法人という方が適當だといふので、それでは必要があれば法人ということにすればいいのだから、それでも同じことじやないかということをやつたわけでありまして、しかし今度はその代表者が学識経験者として推薦されれば、当然議会の推薦を得るのではありますけれども、これに選任される資格が生じて来るわけでございますから、そういうことで道が開かれるので、これでいいのじやないか、こう考へて参つたのでござい

ます。

○中村(時)委員 学識経験者という今までの意味は、これは御存じの通りです。そういう実体の行為の中に一生懸命やつておる人とは意味が違つて来るわけですね。私どものやつておるものは、農民組合にしても実体の行為の上から現われて来るわけですね。そういうものを学識経験者と見なしているかどうかというところは、一般の常識から言つて見なさないのです。学識ということになると学が中心になつて来る、そして経験じやない。経験者とおつしやるけれども、学識経験のうちで、かつてそういう団体へ入れてくれないう、これは過去の実績がその通りなんです。そこでもしあなた方がそういうふうによりよきものにしようといふお考えが

あれば、ここにはつきり一項目定義づけておく必要があるのじやないか、こういうことを私は言っているのです。それに対して当初からそういうようにお考えになっておられるのか、あるいは政治的に、農民組合というものはわれわれには決してプラスにはならないのだという考えに基いてこういうものを省いたのか、あるいはもし私が前段に言ったようなお考えでもあるならば、ここにはつきり明記しておく必要があるのではないかと、いうことをお尋ねしておるのです。

○小枝委員 私どももいたしましては、これを明記せずに、ひとつ学識経験者として推薦されることが望ましいと考えております。

○井手委員 改正案第三条の市町村内に二以上の委員会を設ける場合の規定でございますが、改正案によりますと、一市町村内八百町歩、世帯数一千戸以上、しかも新たに市町村の廃置分合があつた場合、これを兼ね合せた場合に二以上の委員会を設けることができる、こういうような規定のように私は承つておるわけでありまして、そういったしきと、今までは原則的に一町村一委員会というところに――例外はあつたのですが、今度はほとんど全部と言つていいほどに一委員会になつてしまふと私は考えるのですが、この点はいかがでございますか。

○小倉政府委員 この点はむしろ従来の方が一町村一委員会という原則を堅持しておつたということでございますし、今度の改正案によりますと、むしろそれを緩和しておる、なぜか緩和されたかというところを推測しますと、町村合併が促進されておりますの

で、現在なされておりますような町村合併は、中にいろいろございまして、全部歩調を合せまして一町村一委員会というところを徹底するわけには参りません。そこでこれまでよりも同じ市町村の中で二以上の委員会を置かれることが多くなつて、多くなるだろう、こう考えまして、そうであるならばそこに何らかの基準が必要であらうということ、でこういう規定になつたのであります。

○井手委員 重要な点ではございませぬけれども、私の解釈は違つておると思います。左の条件をおおせ備へなくては承認しない、あわせ備へたものは承認するということになつておるはずですが、従来は八百町歩あるいは町村合併によつて小さなものも別に委員会を設けてよかつたわけですが、今回は八百町歩一千戸以上、しかもその上に新たに町村合併ということが加わつて兼ね合せなくては承認しないということになつておれば、私は一市町村一委員会が原則どころか、絶対的に近いものになつておると私は考えるのでございまして、いかがでございますか。

○小倉政府委員 その点はここに書いてあります場合は、知事がむしろ職責として申請があつた場合は承認すべきもので、こういう方針を鮮明しておるのではありません。この条件に該当しない場合にも必要な場合はもちろん従来の方針によつて承認できる、従来はできるだけであつたのでございまして、けれども、今度はむしろ知事がある程度縛つて、こういう場合はむしろ承認すべきもの、だという趣旨を出しておるのであります。

○井手委員 それで大体わかりまし

た。先刻芳賀委員から指摘されました。先刻芳賀委員、これは従来は委員の過半数の推薦、またできるというものが、今度は選任しなければならぬ、いわゆる必置事項になつた上に、市町村長が場合によつては委員の意思に反してでも選任することができ、こういう天くだりの選任をやる、どうしてそういう選任の案を考え出されたのか、その理由をひとつ承りたいと思ひます。先刻芳賀委員に一応お答えになります。先刻芳賀委員、かつていろいろうな天くだりの選任をやる、委員の意向を聞かなくてはならないといふものを選任しなくてはならないといふ、ちようど戦時中になつたような選任の方法、こういう民主的な時代に逆行する行き方である、私は考えます、どうしてそういう無理をされてまで選任をする必要があるか、この点を

考えますが、意見にわたりますのでこれ以上申し上げません。次に改正案の三十九条にあります名称の問題でございます。「これに類する名称を用いてはならない」ということとある。ほかの法律にはこういう類するといふことは私の知り得た範囲ではないのであります。具体的に何をいいたしまして、何々府県農業復興会議といふものはどうなるのでございませうか、そういうふうなものでございませうか、そういう名前をつけてはいかぬ、明らかに間違われるようなものはもちろん、あつて悪いとは思つておるけれども、類するものといふことは、どの程度までが類するものであるか、その点を承つておきたい。

次に都道府県農業会議の事業でございまして、先刻もちよつと触れましたが、第二項の業務。従来は食糧割當について県の農業委員会は大きな役割を果しておつたと思つておる。ところが改正案によりますと、これについては、これをなし得るという字句が見当らぬやうであります。こういうふうな食糧事情になつたからとか、あるいは性格がかわつたからというやうな意味で抜かしてあるのか、その点について提案者の御意思を承りたいと存じます。

○小枝委員 ごもつともな御質疑でございますが、どうも民主主義の時代に逆行した選任の方法ではないかといふお尋ねなのでございまして、提案者とお尋ねなすは、御承知のように農業協同組合の代表者あるいは農業共済組合の代表者といふやうなものでございまして、これは御承知のように、農民が一応推薦した団体の代表でございませう。なお町村議会が推薦する一部のものでございまして、これも町村民の選挙いたしました議会の推薦するものでございまして、これによつて地方の農民の意思に反したものが出るとは、提案者としては考えておらないのでございませう。

○井手委員 先刻申しましたように、民主主義に逆行した規定であると私は

○井手委員 類するものの例を一つあげていただきたい。復興という二字が入つていから類しない。類するものはどういふものでございませうか。この何々府県農業会議、これは同じものを使つていかに、これはわかりませうけれども、類するものとはどういふものがあるか。もちろんこれは拡大解釈の危険性はないでしようけれども、類するといふお考えがあるものについて、似たような名称をつけてはいかぬ、こういう文字を使うことは私はけしからぬと思つて承つておきたい。

○小倉政府委員 いろいろ例はあると思ひますが、たとえば農業会議とい

○小倉政府委員 いろいろ例はあると思ひますが、たとえば農業会議とい

○井手委員 それは四十条第一項の「その他の法令により」ということでございませう。續いてお尋ねをいたし

○小枝委員 農業関係の諸団体等でありまして、特にこの趣旨に賛成し、あるいは金や知恵を提供してくれ、人を賛助員に推薦する、こういうことでございます。

○井手委員 学識経験者——委員になれなかつたような人を置くというようにもなりましたが、これはもう少し具体的に承りたいのであります。この権限、人員、事業の内容、事業というか賛助の内容でございますが、これをひとつ詳しく承りたい。

○小枝委員 賛助員には別に権限はございません。この賛助員の数について、別に限定はいたしておりませんが、その地方あるいは中央農業会議所の自主的な適当な方法によつて、これを決定されていいものだと考えております。

○井手委員 局長にお尋ねいたしますが、私も一言、冒頭に申しましたように、御用団体なるものが、あるの団体、多くの賛助員を置くということになりまして、その組織が、拡大して行くという危険も私は見かけるのであります。賛助員をどういうふうにお考えになつて、いるか、「置くことができる」とありますけれども、どういうふうに賛助するものか、専門員というふうな性格であるか、もう少し御説明をいただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 お示しのよう専門員といつたようになつて、知恵をあるいは経験に基いた意見を述べるといふような方も置けるのであります。が、そういうことのほかに、農業会議の目的として農業等に関しまして啓蒙、宣伝をする。こういうことは会議

の仕事として、新聞を出したりあるいは雑誌を出すあるいは講演会をするという仕事のほかに、農業関係の諸団体や諸法人を賛助員にするということによつての啓蒙、宣伝ということもできると思ふのであります。全然会議に關係のない人に向つてやるというよりも、一応賛助員という資格にして、会議の内容なりあるいはさらに農業あるいは農民生活、経済全般についての宣傳普及をして行く、こういう趣旨であります。

○井手委員 六十一條にあります全国農業会議所の書面による議決権あるいは代理による議決権の行使、こういう例がほかの団体にございませうか、その点ちよつとお尋ねいたします。

○小倉政府委員 もちろんいかなる法人あるいは団体でも、別に法律なりあるいはその団体の会則、定款等によつて禁止をしていない限りは代理はできると思ひます。ここで代理と特に書いてありますのは、むしろ世間的な意味において——おそらく協同組合にも、このこと同じようなふうな、二以上の会員を代理することはできないとあつたと思ひますが、例はございませう。また書面もたしか例はあると思ひます。

○井手委員 それから末尾の方の問題でございますが、都道府県農業会議の設立に関する規定でございます。附則に約十項ばかりにわたつて設立その他規定がございませう。これは法制手続上の問題でございますけれども、全国農業会議所の例によりまして当然本則に入れるのが正しいと思ひますが、いかがでございますか。

○小倉政府委員 農業会議は法律に基きます。その／＼の意見を申し述べる

といつたような機関でございまして、全国農業会議所とはその点若干違つております。全国農業会議所につきましても、法律上必ず意見を聞かなければならぬというものはないのでございませうけれども、府県農業会議はそれがございませう。従ひまして自由設立、自由解散という建前にはなつておらないのであります。いわば必置の機関みたいなやつになつております。従ひましてそのつくり方につきましても、一度つくれば、この法律が全面的に改正になるかあるいは廃止されるというところまでは存続することになりますので、設立というものをむしろ附則に入れておいた方が体裁がととのうのではないかと、かような考え方でありませう。

○井手委員 第九十二條の罰則によりますと、違反行為をした役員や使用人、従業員まで罰せられるようになつております。法律ではその責任者が罰せられるのが私は普通だと考えておりますが、その命令を受けた従業員まで罰するといふことはいかがでございますか。

○小倉政府委員 違反者に対しまして、特に法人の場合に、だれを罰するかといふことは、法律的にはなかなか、むづかしい問題だと思ひます。ただ最近の農行上の例を見ますと、役員と使用人と両方措置をすることが多いようございませうので、こういう規定を置いたのであります。もちろん両方同時に必ず処罰されるということではございませうので、それ／＼やはり同じ案件につきましても、ある場合に役員が罰せられ、使用人が罰せられないといふことはあると存じます。

○井手委員 ちよつと委員長に御相談でございますけれども、屋ちよつと時間があるだらうと思つておつたのです。が、急な用事ができまして、あとの質問を保留したいと思ひます。

○井出委員長 足鹿君。

○足鹿委員 私は一点だけ伺つておきたいのであります。この間からも問題になつておりました農業委員会の持つ任務が、非常に複雑なことは御存じの通りであります。末端においては、単位農業委員会は農地行政を担当して、県、県においてもこれが処理機関に系統的になつておる。ところが全国機関なるものは、その系統組織の上に基いて設立せられるにもかかわらず、何らそういう農地行政であるとか、国の行政を代行する機能は持つておりません。従つて全体を通じてこの農業委員会法の改正の基本は、農民の利益機関として発足せしめるといふことが基本になつており、なかつた都道府県、全国段階にあつては、それが任務の中心で、他は関連した仕事になるように規定されておるのであります。といたしますと、末端では国の行政事務を担当して、それが集まつて都道府県の農業会議を構成する、それが集まつて全国農業会議を構成する。といたしますと、これは非常に複雑であるのみならず、その運営を今後どう指導するかといふことによつて問題が非常に派生して来ると思ふのです。これは芳賀委員もさつきちよつと触れておりました。が、おりませんので私はかわつて申し上げるのであります。これが調整をどういふふうな今後なさるお考えでありますか、これを伺ひたい。

○小枝委員 足鹿委員のごもつともな御質疑でございまして、御説の通りに、この末端におきましては、農業委員会は主として農地調整の仕事を行つて参り、一面農政関係の仕事もございませうけれども、この末端の町村の仕事といふものは、将来もそういうことになるものと考えております。県まではこれは御説のようになつて。中央においては農地調整の關係はないので、この農業委員会というものは法で定まつた成規の名前でありまして、おかしなところ、従つて将来この運営にあつて複雑な微妙な問題がありはしないかといふ御質疑でございませうが、この点につきましても、提案者といひまして一応考えてみたのであります。ただ末端の町村における委員会と県の農業会議とは農地の調整に極力携わりますが、中央の方はその關係がないといふような問題について、最初私も、これはさつきばらんに申しました、農業団体再編成といふようなことであれば、農業会議所と農業委員会といふものを切り離した方がいゝのではなかつたかといふことも一応考えてみたのであります。一応この委員会法の一部を改正するといふことになるならば、時代に即応いたしまして農業及び農民の利益を擁護し、その発展に資するといふ立場から行けば、時代の要求にかんがみてこの上に農業会議所を設けまして、これによつて農政活動も含めてやつて行く、そういうことによつてこの農業委員会の農地調整の仕事におきましても相当な權威を高め、それによつて中央の農業会議所の適當な運営で、こうした農地の部面におきましても相當の寄与をすることもできるのではなかつたか、こういう考えを

持つておるのであります。従いまして府県の農業会議におきましては、選挙せられた委員によつて主として食糧調整の仕事等を行つております。農地の問題は、今度は県段階においては諮問機関の仕事果すことになつております。従いまして大体において運用よろしきを得ますならば、今後これによつて問題が起るような心配はなからう。のみならず今日の農村の状況にかんがみまして、府県の農業会議並びに中央の農業会議所の運営によりまして、農業及び農民の利益あるいは農村発展の上に資するところが相当大きいものと考えておるわけでありませう。

○足鹿委員 提案者の御趣旨は、必ずしも私わからないわけではございせんが、提案者の御趣旨とは別に、これができる上つた場合にどういう運営になるかというのを、私は心配しておるのであります。むしろこの形で行きますと、私も提案をいたしてあります。農民組合法、都道府県以上は農民組合の行う活動によく酷似しておる。ただ末端が米麦の供出事務並びに農地事務、いま一つはその村における農業総合計画というものを持つてゐるのみでありまして、上級に行けば行くほど農政活動中心の様相を濃くいたしておるようでありませう。でありますから、これはすでに法律そのものとして農業委員会が出発した当初から、われわれはこのような改正をやつた場合には、非常に弱体化して、機能が發揮できないようになることを指摘し、ずいぶん反対したものであります。その通りに現在農業委員会はほとんどその機能を弱体化しつつありまして、末端における農業委員会の機能で一番重要な農地調

整の仕事なんかは、政府の補助の打切りないしは削減の危機に幾度も遭遇いたすことによつてますます萎縮し、また時代の変遷とでも申しますか、逆コースの風潮を一面相伴ひまして、非常に遺憾しごくな状態になつております。これは一農業委員会の活動がいとか悪いとか言つて、農業委員会を罵倒することには私は当らないと思つて、農業委員会の諸君こそいい迷惑だと思つて、国の法律の制定を誤まつたために、またこれに対する財政支出を十分に行わなかつたために、今日のごとき事態を起しておる。この事態に対して、今回の改正はきわめて事務的であり、本質に食ひ込んで、これと四つに取り組んで、基本的な改革を行おうとする意欲も、具体的な手段も何ら講じられておらないところに、私もこの法案そのものには反対せざるを得ない。これは意見になりますから多く申し上げませんが、この欠陥は、提案者であるうと与党の各位であらうと政府であらうと、これを指摘するまでもなく御認識になつておるはずなんです。今の政府の性格の上から言つては、これ以上のもは望めないのではないかと、むしろこれはもつと弱体化する方向にあるのではないかと私も憂えておるのであります。元来、末端の農業委員会の持つておる仕事というものは、非常に大事な仕事でありまして、むしろ上級機関は国が、農地事務を、あるいは供出事務を、あるいは総合計画というものを持つておつて、そうして末端においてこれを政府の代行機関としてやらしめて行つた方が私はいいと思つてゐます。県や国の職員の問題が、相当この法案を

裏づける要素になつておる。その職員の人々の救済ないしはそれに対する対策というものをこの法案の改正によつて行つたということは、少し無理がありはしないか。これは長いこと農地関係の中心になつて働いた人々であるから、その人々に対する救済なり善後措置というものは別途に講ずべきで、こゝういうのがめられた形で法律を出して来るというところは、国の農政の大本を形成する農業団体の性格あるいはその運営等について、非常にあやまちを犯す結果になりはしないか、私もその点を心配し、これに対しては農民組合法をもつて代案として立つておるのであります。同時に農地問題については、これは農地法があるのでありますから、当然その農地法の示すところに基づいて、農地処理の適当な機関をつくらばいいのである。また市町村農業委員会の設けられた趣旨の中には、米麦の集荷の問題の割当事務がある。これは食管法に基づいて昔からもやつておりましたように、食糧調整委員会というものを町村に設けて行けば、あとは府県知事あるいは国の農林大臣の所管事項におきまして片のつく問題でありませう。それをなぜ事を好んでこゝういう法律をつくり、しかも混乱を誘致するか、私もその理由がわかりませんが、議論にわたるから申し上げませんが、これは政府にお尋ねしておきます。今の提案者の御答弁はきわめて良心的であり抽象的であり、率直でありませう。私はこれ以上申し上げませんが、政府は一体こゝういふ問題を内包しておるものを、さらに弥縫的な改正を行うことを了承し、同意の上提案をしておられるのであるが、今後これを近い機

会に抜本的に考え直し、対策を新たに打出す意図を持たずして、これを最後まで貫く考えであるかどうか。私は与党であるとか野党であるとかさういふことを抜きにして、農業団体について、今度出て来たこの法案と協同組合の中央会を中心とする法案とで、弥縫策で事足りると思つておるのかどうか。実際にこれはふたを明けて運用してみれば、行き詰まらざるを得ないのです。さういふ内容を持ち、一方においては国際農業の圧迫あるいは緊縮予算の影響等によつて、農業恐慌はもう必至の状態である。こゝういふ農村の状態に直面して、一体だれが農村を守り、だれが農民のほんとうの福祉のために闘うのですか。私もさういふ面から、政府もまた与党の人々も、真に眼を開いていただいて、日本農村の将来を案じ、農業の将来を心配するならば、虚心坦懐に団体再編成について真摯なる検討をやる必要があると思つて、それで私はこの機会に伺つておきたいのであります。これは一応暫定的な措置であらうと思つて、政府は、民間なり学識経験者なり、過去のいろ／＼な実績等を反省検討して、新たな団体再編成を行くことについての熱意と具体的方針を持つておるのか、考えてみる気持があるのかないのか。多くのことは他の委員によつて尽くされておると思つて、私はこの点だけはどうしても政府に勇断を求め、今にして具体的な対策を立てずば、こゝういふ弥縫策ではとても乗り切れない段階が来ておる。これについて大臣または政務次官がおいでになればその所信を伺いたないのであります。この際事務当局として小倉さんの、良

識と学者的な良心の上に立つての御所見を承ることができれば、非常に幸いと思つております。

○小倉政府委員 いろ／＼お示しいただきましたように、農業協同組合、農業委員会を通じて農業団体と称しますならば、それに関連して非常にむずかしい重要な問題が山積しておることは、まつたくその通りでございませう。今回の両法案、特に農業委員会に関連してのお尋ねでございませうが、その改正では十分にこれにこたへることがはむずかしいのではないかとこゝういふものにもろろ私も考えておるのでございませう。食糧の問題の今後の取扱い方あるいは農地の問題、この二つだけを考えてみても、農業団体あるいは農業委員会に及ぼす影響は非常に大きいのでございませう。従いまして今回の法案がかりに成立した、こゝういふ段階になりました場合に、これに満足いたしまして、この団体問題と申しますか、委員会あるいは協同組合等に關する問題について手をこまねいておるというわけではございませう、お示しのような問題につきましては、絶えず検討を続けて行きたいと思つて、なおいろ／＼御示唆いただきました方法をとつて行くことも考慮したい、かやうに存じます。

○中村(時)委員 私はまずこの問題に入る前に、一、二点お尋ねしておきたい。「この法律の目的」といふところを見てみますと、「農業生産力の発展」といふふうに出ております。農業生産力の発展の基礎条件は、今の農家経営から見た場合に、土地問題、労働問題、金融問題、この三つがからみ合つた一つの方向が決定せられる。この中で土

地問題から来る農業生産力の発展というものは、少くとも技術というものをかなり大きく含んだものであると思うが、この解釈をしていいかどうかというところをお聞きします。

○小倉政府委員 この文字ないしこの第一条の目的に關連してお尋ねであります。農業生産力発展のためには、お示しのように土地条件、これは社会制度として、自然的な条件の問題もあわせてござりますが、そういうことの改善が基礎条件となることはもちろんでございますが、そういう基礎の上に農業技術の改良、発達ということが当然入らなくてはならないと思ひます。

○中村(時)委員 小枝委員にお尋ねしますけれども、今の目的には技術というところがはつきりうたわれている。ところがこの条文の事業を見ますと、これに対するウェットというものはほとんどないが、どういふふうなお考えをもつてこれに對処するののか。

○小枝委員 これは技術と申ししても、考え方がいろいろあると思つておるのでござりますが、要するに農業の発展のためには、農業技術が必要なのは中村委員御指摘の通りでございまして、そういう問題について農業委員会に技術を持たない場合におきまして、これをどこに置かせるとか、あるいは国としてこれに對して農村発展のために相当な経費を置いてもらいたいとか、あるいはどういふふうな施設をしてくれとかいふようなことを、農業会議所といたしまして政府に具申し、官庁に具申いたしまして、この目的を達成するということは、農業会議所といたしましての当然の任務かと考えま

して、そういう点におきましても、目的を達し得ると考えておるのであります。

○中村(時)委員 どうもびんと来ないのですが、そこで、そういう場合にこれを言いますと、たとえば「農業及び農民に關する啓蒙及び宣伝を行うこと」ということが業務の中に入つて来るわけですか。そういたしますと、たとえば技術と兼用する意味において普及員というものがおるわけなんです。これは政府の方にお聞きするのですが、その普及というものは一つの啓蒙宣伝というものを兼ね備えてゐるかどうか、私は兼ね備えてゐる意味においてこの普及員というものはおると思ひます。それに対して政府の方ではどういふお考えを持っておるか、單なる技術のみを限定してゐるのか、あるいは今度農業委員会法の一部改正に出て来るところの業務の遂行、この業務を見てもみますと、やはり普及指導に關する問題とのダブつた点が出て来ると思ひますが……

○小倉政府委員 農業会議の仕事に關します農業及び農民に關する啓蒙宣伝、こういうふうな法文に出ておりますが、これにいわゆる農業技術に關する普及といふたようなことが入るかどうか、こういう御趣旨だつたと思ひますが、こゝでこの啓蒙宣伝と申しますのは、個々の技術について農民を指導して行く、こういうことではないと理解いたしております。もちろんこの農業技術についても新しい研究の成果について、こういう成果があつたというやうなことを書くこと自体は啓蒙宣伝の一部に入るかと存じますが、たとえば昔農会あるいは農業会がやつてお

ましたような、技術員を配置して技術の指導をして行く、あるいは現在普及員がやつておられますやうな技術の指導普及をして行く、こういうやうなことは、普通の文字で理解する場合には、啓蒙宣伝といふふうには言わないように存するものであります。

○中村(時)委員 そういたしますと、小枝委員のおつしやる技術指導、要するに先ほどもおつしやつていましたこの技術という面が大きなウェットを持つて、そしてそれもちろん考えているのであるというお言葉と、食い違ひが起つて来るわけなんですが……

○小枝委員 私は別に食い違ひはないと考えておるのであります。農業普及技術員のやりますのは、實際の農民の農業の指導の上の技術を提供するのであります。この農業委員会法に技術の問題と申しますのは、普及技術員とかあるいはそのほかの方面の技術員が十分活動のできるようにする、こういうふうな考えておるのであります。従ひまして、委員会が直接この技術の指導に當るといふ意味ではないのであります。

○中村(時)委員 そういたしますと、普及技術員とあなたの考えていらつしやるこの問題とを、どういふふうな明確に分離する方法をとられるのですか。

○小倉政府委員 その点は現行法とかわつておらないのでありますから、私から申し上げますが、市町村農業委員会につきましては、現行法において技術に關する規定がございまして、その点は新しい農業委員会の規定と同じでございます。これにつきましては、市町村の委員会でございますから、市町村

でもつて農業技術の改善のために、いろいろの仕事をいたす者がございまして、それに向つて農民の選挙した者あるいは選任した者の代表機関としての農業委員会が注文して、市町村長に意見を述べるといふことがあるのであります。それからまた普及技術員といふたやうな関連になりますと、これは市町村単位で駐在してゐるところは少うございまして、それから職員は府県の職員でございまして、府県の行政としてなされてゐるのでございまして、村の委員会限りでは問題がちよつとはみ出しますけれども、これは村の委員の代表者が教範町村集まつて相談いたしまして、そしてこの普及員の動き方、あるいは試験場の動き方等について、県知事に建議しあるいは意見を述べ、また改良普及員と事実上連絡をいたしまして、改良普及員の活動についても注文する、こういうことによつて仕事を運ぶといふふうになつてゐるのであります。

○中村(時)委員 そういたしますと、普及といふことはやはりそういう宣伝も入ると思ひます。それが村にまでは入つて来ないといふことになれば、村においてはこの職員が代行するといふやうな具体的な線が出て来るわけですか、それをさつきからお尋ねしてゐるのです。

○小倉政府委員 普及員が一人ずつ一つの村に在るといふ意味で、村には駐在していません。そういう県もございまして、一段の間に申しますと、一つの村に一人の普及員が駐在しておらないといふことを申し上げたのであります。これはやはり村に駐在してゐるのでございまして、直接農家

の指導をするというのが建前でございます。もちろん直接と申しましても、個々の農家をたずねてまわる、こういうことではございませんで、協同組合の技術員と連絡して共同してやるか、あるいは農民の自主的な技術改良の団体等がございまして、そういうものと連絡してやるか、場合によりましては直接個々の農家に接してやる、こういうことで普及員はやつております。従ひまして委員会といたしましては、委員会の普及員と相携へ合つて、そういう技術指導をするというところではございませんで、普及員の動きがよいをよき奨励するといふたやうな仕事、あるいは普及員の旅費が足りないで活動ができないという状態がわかれれば、そういう状態を府県知事に申し述べ、また県の予算が足りないといふ場合に村では出せないかどうか、普及員にそういう特別の手当を村として出したらいいやないかといふことを村役場に述べ、こういうことであつて、活動を円滑にしようといふのがこの委員会のねらいであります。

○中村(時)委員 そういたしますと、きのう金子委員からもおつしやつたやうに、将来の問題が団体再編成になり、あるいはそういう方向に裏づけられるといふやうな傾向を非常に持つていらつしやるやうに思ひます。そこでその問題に關してこの農業委員会といふものは、將來においては普及技術なりといふやうなものを含めて構想をここに考えられ、先ほどだれも言つたやうに、一時的の現象としてこれを取上げられてゐるのか、あるいはあくまでも今言つた基礎条件を改良普及員と別

個のものとして——私は別個のものじやなくて一本になる方が、経費の關係からいっても、指導の能率からいっても生産立地の条件からいっても正しいのじやないかと思うのですけれども、今の暫定措置としてこういう法案でやっていますしやるのか、あるいはそうでなくして、あくまでもこれは分離すべき性格のものとして考えられた法案であるのか、その内面的の問題を小枝委員にお聞きしたい。

○小枝委員 先刻どなたかの御質疑にお答え申し上げたのでございまして、この問題は繰返して申すわけでございしますが、御承知のように、日本の農業技術の指導というのが多種多様にわかれております。畜産組合にも技術員がおり、あるいは改良普及員があるといつたふうに多種多様にわかれておりますが、これをばたしてどこに置くかというところについては、今後なお研究の余地のあるものでございまして、先般大槻京大教授の参考人の供述にもいろいろ意見は多種多様にわかれておると思うのでございまして、われ／＼提案者といたしましては、はたしてこれをどこに置くのが正当であり、最良のものであるかという結論を得ておりませんので、この際この農業委員会法におきましては、直接農業技術に携わるということとは全然触れてもおりませず、ただいまのところ考えておらないのであります。

○中村(時)委員 そういう最も基礎条件の大事なところをあいまいにしてしまつて、こういうことをやるから、ただ単なる普及員の監査になつてみた

り、あるいは啓蒙になつてみたり、予算の取上げになつてみたり、こういう結果が出て来るのです。これが農民に實際に何らかの形でプラスになるといふことではなければ、この法案というものを考える必要はないのです。そこで實際の根柢になるところの生産の向上といふことを目的にしたいながら、その最も重大な条件をばかしてしまふ条文が出て来るのです。だから、そのところを将来においてどう考えるかといふことの一つの方向を持つた法案でなければならぬと私は思う。ところがそれもなくしてただ単に投げ出しになつてしまふといふことになれば、これはたいへんだと思ひます。しかしそのことについてとやかく申すのは、時間の制限をされているので、それは一応それとしまして、そういうふうになつて来ますと、今度は農業委員会の性格といふのははつきりして来るわけですが、今現実にはやつていけるのは何かといふと、農地法による土地の問題が一つ、食糧法による供出の問題が一つ、こういうふうにはつきりして来るわけですが、はつきりして来るとききつた足鹿委員の問題が出て来るのです。そこでさつき言つた資本主義経済から出発している自由党の考え方は、何年か前から公約をしておる米の供出撤廃というところである。もしも撤廃された場合に、今度は一つこの問題が出て来る。まず最も大きな一つのウエイトであるところの供出に対する仕事の面が取上げられるといふことになるわけですが、そうすると残つて来るのは土地問題だけなんです。御存じのように農業経営の最も中心をなす土地問題だけです。そう

なつて来ると以前のようにはつきり農地委員としておいた方が的確ではないか。むだな経費をこんなに援助して、こんな大きなかつこうにしてみて、やつていける仕事は何かといへば、今言つたようにさつきばりわけのわからない組合になつてしまつた。性格がはつきりして来ないという結果が出て来る。もしもかりにこれが農単位以上になると法人格になる。法人格になるとすれば一体これは何になるのですか。諮問機関になるのですか。今お尋ねしているのは三つなんです。一つは食糧を撤廃されたときにおける性格、そうすると残つて来るのは農地です。農地とすれば農地委員の方にはつきりした態度をとつた方がいんじやないか、こういう結果になるが、どういふお考えを持っていますか、その点お聞きしたい。

○小枝委員 ただいま中村委員が三つの問題を示されて御質問になつたのでございしますが、農業委員会に農地調整の仕事だけが残つて、食糧調整の問題がなくなつたときにどうするかといふことでございしますが、現在の政府といひましたも、御承知のように食糧の統制撤廃は、政策として一応掲げて来たことは御承知の通りでございします。が、私どもとしては、現在の日本の食糧事情から考えまして、御承知のように月々三万町歩以上の耕地が減少し、ほとんど百五、六十万の人口がふえる、この段階におきまして、外国輸入という道は開けておきますけれども、今ただちに食糧の供出撤廃というやうなことができるとは、われ／＼は考えられておらないのであります。そこでこの食糧調整の問題も当分続くであろうといふことを、私ども提案者としては考え

ておるわけでございます。そういうことになつて来るならば、ほとんど諮問機関のようなことになるのではなからうかといふお説でございしますが、かりにこれが将来米の統制が撤廃されるといふような場合になりまして、また農村には大きな問題が起つて来ると思ふのであります。食糧供出の撤廃が行われまして、米価その他においてはたして農民の利益が擁護されるかといふと、必ずしもそれだけでは期待できない問題でございまして、ほんとうに農民の利益を増進して行こうと考えますならば、こうした農業委員会、農地調整に携わる人々、あるいは食糧調整に携わる人々、あるいはそれに学識経験者を加え、あるいは農民の経済的にいろいろな方面の代表者を加へましたところの衆知を集めた一つの機関によりまして、いろ／＼な農民あるいは農業の発展に寄与するような試験研究、あるいは啓蒙宣伝といつた仕事を積極的にやる必要がある仕事と考えるのでございします。要するに先刻もお話がございましたように、農業恐慌を前にした日本の農業及び農民の擁護という立場から考えまして、こうした機関が必要であると、提案者としては考えておるのでございします。

○中村(時)委員 私の質問がまずいかもしれませんが、どうもお答えが要領を得ませんので、整理してみます。私の言つていけることは、一つは、あなたの方の公約が統制撤廃を叫んでいる。そして選挙に入つた。ところが實際には撤廃しないという結論が一つ出た。しないどころか實際には供出量まで減して行つて、外米をふやして行つておるのであつて、實際にはできないとい

うことをあなたは明確に答へられておる。だからあなたの方の公約は空証文であつたといふことです。それからもう一点は、食糧の統制を撤廃しないという場合に、県以上は法人格になるわけでしょう。そうすると執行の機関としてではなくて、単なる食糧の供出に対する諮問機関になるのかどうか。それからもう一点は、農地委員会としてやつてやつたような一つの専門的な機構に改められるお考えを持っていますか、やるかどうか、あるいは考えるべきところに来ているのではないかと、この三点をお聞きしたわけです。

○小枝委員 ただいまお答えをいたしました残余の問題について、お答えをいたしたことが、供出については諮問機関といふことになるのであります。それから供出につきまして町村の委員会におきましては、御承知の通り現在の通りに食糧調整の仕事をやつて行つて、県の方は諮問機関といふことになつたのであります。しかし県の選挙せられた委員は、この規則で定めるところによりましてやつて行くことになるのであります。それからもしも食糧調整の仕事がなくなつたときに、昔の農地委員といふやうなぐあいにこれをかえる意思を提案者としては持つておるかどうかといふお尋ねでございしますが、これは現在のところ考えておりません。

○中村(時)委員 もう一点お聞きしたいのですが、提案者はこの農業会議所をもつて農民の利益代表と考へていらつしやるかどうか。

○小枝委員 提案者といひましたは、農民の利益を代表するものと考えております。

○中村(時)委員 利益代表ということになると最も大きな問題ですが、利益代表であるということがこの目的にもなければ何もないですね。そうすると、その目的の中に利益代表ということをはつきりと明記する意思を持つていらつしやるかどうか。

○小枝委員 私の申し上げました利益代表というのは、先刻もどなたかの御質疑にお答えいたしましたのであります。が、この農業会議所が全部の利益を代表するというには当らない。けれども、御承知のように農民及び農業の発展のために活動いたすのでございまして、繰返して申すようにございまして、今日の日本の農村の状況は、来るべき農業恐慌を考へますときに、まことに重大な使命があると考へまして、そして下からは農業委員会あるいは県の農業会議、さらに中央の農業会議所におきましていろいろの問題を企画立案して、農業発展のために、農民のために活動いたしますことは、農民の利益を代表するものである、この考へ方からお答えをいたしましたのでござい

○中村(時)委員 農民の利益を代表するということになりますと、農民自身が中心になつて来て、一つの方式な

○小枝委員 日本の農業というものは、御承知のようにきわめて小さい経営者でございまして、小農組織のもと

に生きる日本の農業は、すべてあらゆる機会において保護政策が行われなければならぬと私も考へておるのであります。従ひまして、また農業生産のもに日本が発展をし、日本の全国民が生きて行かなければならぬこの日本の状況のもとにおきまして、こういう農民なり、農業の発展のために努力する団体に対して、政府が補助金を出すということは当然かと考へます。従ひまして、またこの農業委員会法による農業会議所、農業会議及び委員会というものは、いづれも農民が選挙をし、あるいは農民の有力なる団体の代表者であり、すべて根本的に農民と深いつながりを持つものでありまして、これを考へますときに、政府がこれに對して補助金を出しましたからといって、農業会議なり、農業会議所が十分な活動をするのに制約を受けるものと提案者としては考へておらないのであります。

○中村(時)委員 現状において補助を受ける、育成をするということは私にもよくわかる。しかし補助を受ける、育成をするというものは、どこかに欠陥があるということなんです。こういう団体に援助するということが大事なのか、あるいは今言つたように、技術指導の上から生産向上に向つて行くことが大事なのかと言へば、私は後者をとるわけなんです。そこでたとえ単なる補助政策なり、あるいは今言つた援助というより、その欠陥を見出して行くことがより大事なんじゃないか、それはどこにあるか、きのうも私が言つた通り、今のような資本主義の社会でこういう考へ方を持つていては、何ぼやつてみたつて農村自身は立ち上れない

○中村(時)委員 現状において補助を受ける、育成をするというものは、どこかに欠陥があるということなんです。こういう団体に援助するということが大事なのか、あるいは今言つたように、技術指導の上から生産向上に向つて行くことが大事なのかと言へば、私は後者をとるわけなんです。そこでたとえ単なる補助政策なり、あるいは今言つた援助というより、その欠陥を見出して行くことがより大事なんじゃないか、それはどこにあるか、きのうも私が言つた通り、今のような資本主義の社会でこういう考へ方を持つていては、何ぼやつてみたつて農村自身は立ち上れない

○中村(時)委員 現状において補助を受ける、育成をするというものは、どこかに欠陥があるということなんです。こういう団体に援助するということが大事なのか、あるいは今言つたように、技術指導の上から生産向上に向つて行くことが大事なのかと言へば、私は後者をとるわけなんです。そこでたとえ単なる補助政策なり、あるいは今言つた援助というより、その欠陥を見出して行くことがより大事なんじゃないか、それはどこにあるか、きのうも私が言つた通り、今のような資本主義の社会でこういう考へ方を持つていては、何ぼやつてみたつて農村自身は立ち上れない

いと私は思う。そうでなかつたら、経営がまずいかどつちかです。ところが実際に今のような資本主義経済機構になつておるから問題があるのです。こういう形態では、いくら援助をし、いくら方針をかえても、今のような姿ではいけない。そこでわれわれとしては農民組合法案を出して、この兩者を一括審議して行くのがほんとうじゃないか、こういう考へ方を持つておるのであります。ところがその方面はイデオロギーの相違だと言つてほんととおつしやれば、あなたが審議をした状態です。自由党は賛成されますか。これは賛成するものではないという考へ方を頭から持つていらつしやる。そういうところにあなた方の偏見があるのじやないか。これに對してあなた方は提案者としては、もう一步深く、深くいろいろ考へられて、この問題と農民組合法案と一緒に審議されるお考えを持つていらつしやるかどうか、そうすればよりよきものが必ず出ます。それをひとつ考へて御答弁願ひたい。

○小枝委員 ただいまの農民組合の問題につきましては、農民組合法案の審議のときにまた私どもの意見を申し述べることになります。

○中村(時)委員 この間農民組合法案を提案して、そのときの質疑応答を聞いておきますと、自由党の方はほとんど賛成なんです。よく速記録の内容を見てごらんない。そうすると何も悪くない。ただ漠然と何か農民組合法というものはイデオロギーに片寄つておるのじやないか、こんなものは頭からいけなものであるということを裏に隠して、内容も何もわかつておりは

○中村(時)委員 この間農民組合法案を提案して、そのときの質疑応答を聞いておきますと、自由党の方はほとんど賛成なんです。よく速記録の内容を見てごらんない。そうすると何も悪くない。ただ漠然と何か農民組合法というものはイデオロギーに片寄つておるのじやないか、こんなものは頭からいけなものであるということを裏に隠して、内容も何もわかつておりは

せぬのだ。その証拠に、あなた方は賛成しています。反對しておられるじやないか。そこで私も、この二つをこゝであわせて慎重に審議をされて、それでいけなければいけない点を直して行くという方向に考へて行くべきだと思ふが、そういう考へがあるかどうか、お伺ひしたい。

○小枝委員 中村委員の御質疑でございしますが、実は農民組合というものがわれわれの地方にもありまして、それが戦前において農民民主化のために、また当時いたげられておつた小作農民のために相当働いて来、また役割を果たして参つたということを私ども承知いたしております。ただ、ただいまの段階におきましてこの農民組合を法制化すべきものであるかどうかというところについては、私ども個人といたしましてはまだ結論にまで到達いたしておりません。従ひまして、これについては明確な御答弁を申し上げることができません。

○中村(時)委員 農民組合は昔皆様が考へていたような、ただ小作料の減免であるとか、耕作権の確立であるとか、そういうことじやない。すでに全般の世界農業の一環としてどういふに農業はやつて行かなければならぬか、あるいは今の日本のような資本主義の経済立地のもとにおいてどういふことをやつて行かなければならぬかというのを加味し、大きな立場から農民の立場を取上げてゐる。決してイデオロギーやそういう偏見を持つてやつておるのじやない。だからそういう目をもつて見ないでいたして、そしてどうかこれを一緒に慎重審議をやつてもらいたいということを私は提案し

○中村(時)委員 農民組合は昔皆様が考へていたような、ただ小作料の減免であるとか、耕作権の確立であるとか、そういうことじやない。すでに全般の世界農業の一環としてどういふに農業はやつて行かなければならぬか、あるいは今の日本のような資本主義の経済立地のもとにおいてどういふことをやつて行かなければならぬかというのを加味し、大きな立場から農民の立場を取上げてゐる。決してイデオロギーやそういう偏見を持つてやつておるのじやない。だからそういう目をもつて見ないでいたして、そしてどうかこれを一緒に慎重審議をやつてもらいたいということを私は提案し

ておるのです。それに対して提案者は、それはけつこうなことだ、一緒にやりましようという考へ方を持つていらつしやるかどうか、お聞きしたい。

○小枝委員 私提案者としたしましては、農民組合に對して、私も決してイデオロギーとかなんとかいう偏見を持つてはおりません。ただしかし農民組合の問題は、今後十分慎重審議さしていただくこととして、農業委員会法の改正は本日ひとつ何と通していただくかと思ひます。

○中村(時)委員 時間が来てしまつたので、最後に一つお尋ねしたい。金子委員が当初こういうことをおつしやつた。私たちはこれは農業協同組合法の一部改正とこの問題と相關する問題ではないかと思つてお尋ねしたところ、これは別のものであるとおつしやるのに、今度はとたんにこの兩者を一括して上程して審議しなければならぬというお答えがあつた。これは私は頭が悪いからちよつとわからないので、そこでそれはやはりイデオロギーに關連したもので、あるいは自由党の政策から戰術的にこういうふうに行こうとしてゐるのか。小枝先生のお話を聞くと、まことに該博で農民組合法も必要である、検討をせねばならぬと言つておられる。にもかかわらず、この問題だけを別に取上げてやろうとしてゐるのはどういふわけか。意見をお聞きしたい。時間がないのでこれだけにしておきます。

○小枝委員 この三法案の審議のやり方については、むしろ委員長にお尋ねしていただいた方が適當かと考へます。われわれは決してそういう意思も



ては、まさにこれは農業會議設置法であると思はし上げて過言でないと思ふのであります。このような混淆した形においては農業委員法の改正というものは、根本的にその性格を逸脱しておるのではなからうか。同時に、農業委員会の使命は、今日依然として残されております農地改革の徹底を期する上からも、さらに食糧管理制度の上に立つて、食糧供出制度の円滑な推進をはかる場合におきましても、私は農業委員会の持つ使命はきわめて重大であらうと思ふ。しかしながらこの一部改正に盛り込まれたところの中央會議所の設置というものについては、ただいま同僚井手委員からも指摘されましたように、この委員会の持つ使命の中に、農民の自主的な意欲を政府の官僚意思に支配されるというような面が具体的に現れておる。私は農民のいわゆる農政活動なるものは、あくまでも農民の盛上り、自主的な意欲によつてこれが推進されなければならないと思ふ。ためにわれわれ、同派社会党は、前国会以来からも農民組合法の制定を上程いたし、今日この委員会においてもその農民組合法の審議を続けておるのであります。私は今日の日本農政、日本の農業の持つ使命からいつて、日本農民があくまでも自主的な意欲によつて、国の経済あるいは農村の近代化、農民の経済的、社会的地位の向上というものの実現を期するためには、あくまでも何ものにも拘束されない、農民の自主的な意欲によつて結集される組織こそ、真に農民の民主的な、自主的な組織でなからうかと思ふのであります。かかる観点に立つて、私はむしろこの際農業委員会を根本的に整備

拡充して、本来の使命を遂行せしめるような農業委員法の改正を行うべきであると考へる。さらに農民の農政活動的なものは、これは自主的な農民組合法の制定によつて行ふべきであるという考えから、われわれはこの改正案に對しましては、根本的な考え方のもとに提出したい。われわれ、社会党両派におきましても、この際農業委員会の整備強化ということが必要であるから、これを根本的に修正するという意見も出たのですけれども、あまりにも広範囲にわたたり、また提出されたこの一部改正案なるものが公私混淆している。さうなことから、今日は遺憾ながらこの上程された農業委員法一部改正案に對して賛成するわけには参らないのであります。しかしながらわれわれは、今日真に農業委員会の持つ使命達成のために、よりよき案の実現のために今後邁進して行きたいという考え方を持つてゐるのであります。

以上簡單であります。本案に對する討論といたす次第であります。

○井出委員長 これにて討論は終局いたしました。

引続きこれより採決に入ります。まず佐藤洋之助君提出の修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次にただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立多数。よつて農業委員法の一部を改正する法律案は、修正案のごとく修正すべきものと決しました。(拍手)

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

この際委員長より一言申し上げます。ただいま、採決いたしました両法案は、世上団体再編成と称せられまして、三年越しにわたつて課題となつて参つた懸案でございます。第十六国会におきまして、政府提案となつて出され、審議未了になりました。きさつは、各位御承知の通りでございます。今回小枝一雄君外十六名提案としての農業委員会法の一部改正、金子與重郎君外十六名提案としての農業協同組合法の一部改正、こういう形で提案になつたわけでございますが、連日にわたつて御熱心な審議を煩らわしましたが、農業団体再編成と見ますときには、なおまだ不十分の点もあることは、提案者の御説明の中にもあつたわけでございましたが、現実的な要請の前に本案がただいまのごとき結論に到達したものと思ひたいすわけでございます。

本委員会におきましては、従来農村ないし農民の問題を扱います上にあつて、委員各位の御協力によつて常に円満な御審議を願つて参つたのでございましたが、きわめて重大なる本二法案に關しましては、残念ながら意見のわかれるところがございまして、ただ

いまのような結果に相なつたわけでありますが、しかしこの審議を通じて反對の立場に立つ者といえども、お互いに相手方の立場を了とするものがあることを信ずるのでございます。どうか今後にあたりましては、このことのかんを問はず、さらに円満に問題が進行されることを委員長として特別にお願いいたします次第でございます。(拍手) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

〔参照〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出)に關する報告書

農業委員会法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月二十八日印刷

昭和二十九年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局